

# 第2次枕崎市男女共同参画プラン

## 実施状況報告書

(平成26年度事業実績)

枕 崎 市

# 目 次

男女共同参画プラン 進行管理 .....	1
男女共同参画行政の推進体制及び役割 .....	2
男女共同参画プラン プランの体系 .....	3
男女共同参画プラン 施策の評価	
重点的に取り組むこと	
1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実 .....	4
2 人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透 .....	6
3 男女共同参画の推進を担う人材の育成 .....	8
4 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し .....	10
5 すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備	11
6 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援 .....	15
7 性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備 .....	17
8 仕事と生活の調和を図るための環境の整備 .....	20
9 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 .....	21
10 地域生活の実感に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に 向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり .....	22
11 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備 .....	23

## 参 考

平成26年度実績及び平成27年度実施計画

(プランに基づき実施した個別事業を整理したもの)

## 第2次枕崎市男女共同参画プラン 進行管理

### 1 進行管理について

第2次枕崎市男女共同参画プランは、平成14年度に策定した「枕崎市男女共同参画プラン」に基づく取組の成果を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた、本市の取り組むべき総合的施策の基本方針を示したものです。

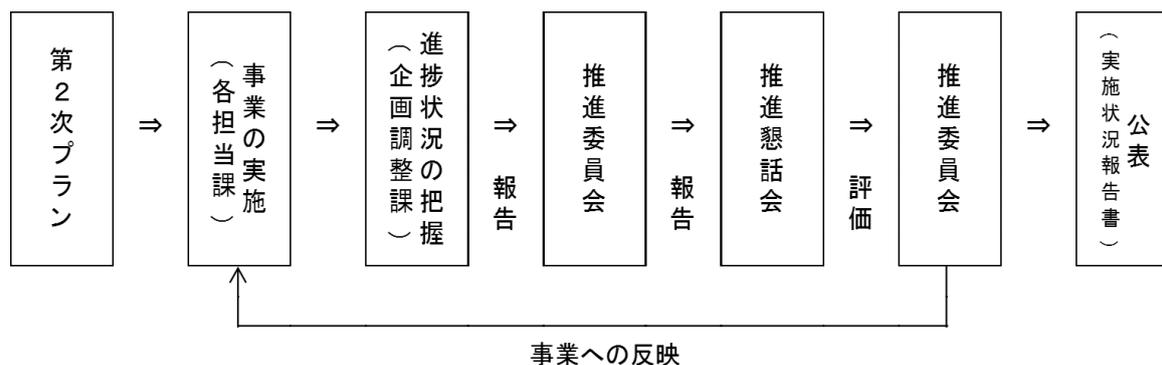
このプランの計画期間は、平成24年度から33年度までの10年間で、プランを実効あるものとして総合的に推進していくために、各施策について、具体的な事業を実施計画として策定しています。

また、実施計画については、毎年度実施状況について評価し、次年度以降の各担当課等の事業実施に反映させるとともに、報告書を作成し公表します。

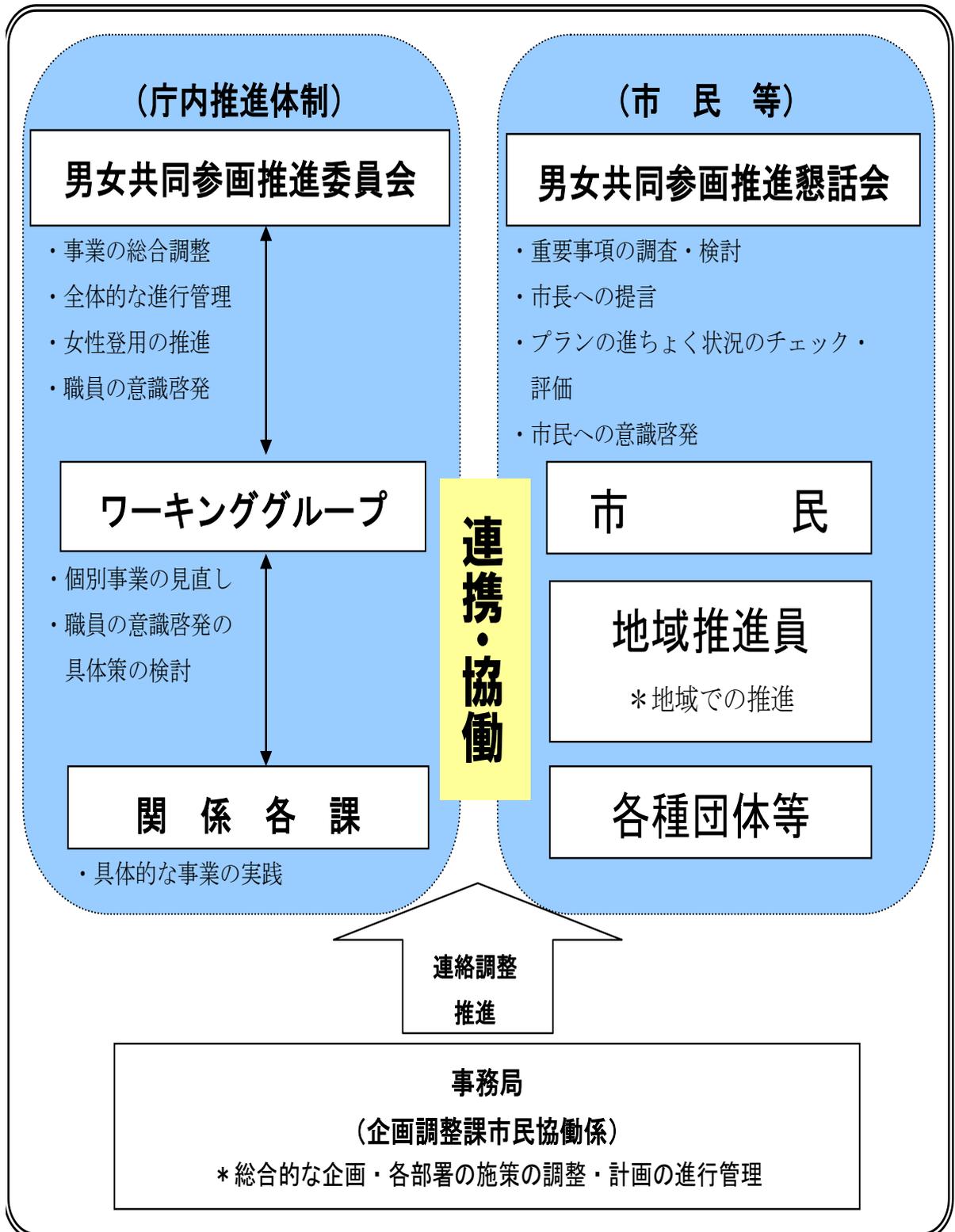
### 2 評価の方法

区分	対象	評価者	摘要
内部評価	第2次男女共同参画プランに掲げる事業 (49事業)	<b>事業実施担当課</b> 事業の達成度・成果や課題等の自己評価を実施	達成度をA～Dの4段階で評価。 A:十分に成果が上がっている B:一定の成果が見られるが、検討すべき課題がある C:成果が上がっておらず、検討を要する D:未実施  26年度実績から成果や課題を抽出。
外部評価		<b>男女共同参画推進懇話会</b> 毎年度継続的に評価を実施し、市民の立場から意見を提出	【外部評価の視点】 1 実施事業と課題の整合性 2 事業環境の十分性 3 男女共同参画の視点への配慮 4 進捗度(達成度)  上記の視点1～4に則って、以下を基準に評価を行う。 ・十分に達成されている ・成果は見られるが、改善の必要がある ・成果が見られず、再考・再検討が必要

### 3 進行管理の流れ



# 枕崎市における 男女共同参画行政の推進体制図及び役割



### 3 プランの体系

基本理念 男女が互いに認め合い、支え合い、響き合う真の「男女共同参画社会」の実現

## 基本目標

- ◎ 男女共同参画社会についての理解の浸透
- ◎ 男女の人権の尊重を基盤に多様な生き方を支える環境づくり
- ◎ 男女共同参画の視点に立った地域づくりに関わる推進体制の整備

### 重点的に取り組むこと

#### 1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実

2 人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透

3 男女共同参画の推進を担う人材の育成

4 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し

5 すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

6 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援

協働ですすめる  
男女共同参画社会づくり

7 性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備

8 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

9 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

10 地域生活の実感に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり

#### 11 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

「協働ですすめる男女共同参画社会づくり」とは

\* 市民、団体、事業所等と行政がそれぞれの役割を果たしつつ、共に力を合わせて男女共同参画社会づくりに取り組むことです。

## 施策の評価

### 重点的に取り組むこと 1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実

1 取組概要 担当課：企画調整課，福祉課，学校教育課，生涯学習課

#### 【事業No.1 男女共同参画に関する研修会の実施】

(1)男女があらゆる場へ積極的に参画できるよう，参加者自身の発展・開発を目指して自分づくり講座を3回開催した。講座内容及び参加者等については以下のとおり。また，アンケート結果では3回とも参加者全員が大変良かった，良かったと回答。

第1回 8/28(水)「お茶の入れ方教室」参加者18名(うち男性5名)

第2回 9/20(土)「お父さんのための絵本読み聞かせ講座」参加者7組15名(うち男性2名)

第3回 10/24(金)「韓国の文化と家庭料理を学ぼう」参加者21名(うち男性4名)

(2)厚生労働省の委託事業を活用し，女性労働協会から講師を招き，ハラスメントをテーマに「セクハラ・パワハラのない職場を目指して」と題して男女共同参画研修会(1/22)を開催した。市民及び市職員あわせて48名(男性20名，女性28名)の参加があり，終了後のアンケートでは9割を超える方が良かった，大変良かったと回答。

(3)まくらざきハーモニーネットワーク委員会との共催で，ハーモニーフェスティバル(2/21)を開催した。NPO法人子育てふれあいグループ自然花の大脇治樹理事長を講師に招き，「地域の力と家族の力～子育て支援から見てきたもの～」と題した講演会を実施した。約200名の参加があり，アンケート結果では約9割の方が大変良かった，良かったと回答。

(担当課評価：A)



～自分づくり講座の様子～

#### 【事業No.2 高齢者ボランティアの育成】

・各自治公民館，民生委員に呼びかけを行い，高齢者の独り暮らしや夫婦世帯を見守る「在宅福祉アドバイザー」の登録を依頼した。日常生活において，何か不安なことがないか等，自宅を訪問して話を聞き，安心して暮らせるように見守りを行った。平成26年度は，60の公民館から227名(男性101名，女性126名)の登録があった。うち，65歳以上は103名(男性50名，女性53名)の登録であった。(担当課評価：B)

#### 【事業No.3 教育現場における社会福祉教育の充実】

・全小中学校において，年間指導計画に基づき，校内外の清掃活動や福祉施設清掃活動などに取り組んだ。また，社会福祉協議会が募集するボランティア活動にも自主的に参加した。(担当課評価：A)

・小学校では，特に6年の2学期から3学期の社会科学習で福祉について学習した。中学校では，公民の分野で福祉について学習した。(担当課評価：A)

・小学校(4校)では，総合的な学習の時間で，将来の夢や様々な職業について学習をした。また，中学校(4校)では職場体験学習を行った。(担当課評価：A)

## 2 成果や課題

- ・「自分づくり講座」では、市内事業所等に勤務する若手職員や子育て中の父親などを対象とする講座を開催し、若い世代や男性に対する学習機会の充実を図ることができた。(企画調整課)
- ・ハーモニーフェスティバルでは、性別・年代・職業等の立場を超えた多様な人々に参画する機会を与え、地域づくりの分野においても男女共同参画の推進に貢献している講師による講演会を実施し、多くの参加者の共感を得ることができた。また、講演後の質疑応答で多くの女性の発言があったことは成果である。(企画調整課)
- ・見守りを行う中で、在宅福祉アドバイザーの訪問を楽しみにしている等の声を頂いた。幅広い分野のボランティア活動までは至っていない。(福祉課)
- ・全小中学校で、朝の活動の時間等を活用し、積極的にボランティア活動に取り組んだ。市立図書館のボランティア、福祉施設のボランティアに加え、市民運動会等のボランティアに参加する生徒も増えており、とても意欲的である。(学校教育課)
- ・小学校、中学校の社会科の学習で、税金が公共施設の建設や福祉などの充実のためにも役立てられていることを児童生徒が理解でき、充実した学習ができた。(学校教育課)
- ・様々な職業について学習をしたり、職場体験で経節工場や水産加工組合等で実際に働き、苦労や仕事への熱意を職場の方々から学んだりすることで、児童生徒の勤労感を育成することができた。(学校教育課)

## 3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

評	十分に達成されているもの	(事業No. 1, 3)
	成果は見られるが、改善の必要があるもの	(事業No. 2)
価	成果が見られず、再考・再検討が必要であるもの	(事業No. )
(意見)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「お茶の入れ方教室」は、平日開催にもかかわらず、男性5名の参加があったことは良かった。</li> <li>・「お父さんのための絵本読み聞かせ講座」は、“お父さん”と銘打っている点は良い。今回は、男性参加者が2名という点は残念であるが、講座を重ねるごとに参加者が増えていく可能性があるため今後も継続していただきたい。</li> <li>・子どもと家族と一緒に参加できる内容の講座を実施していただきたい。</li> <li>・何気ない言葉がセクハラ・パワハラにあたる可能性もあるので、“気付きの場”として今後も研修会を実施してほしい。</li> <li>・ハーモニーフェスティバルは、講師が地元で活動を行っているNPO法人代表で身近な存在だったので、話が聞きやすかった。</li> <li>・在宅福祉アドバイザーのほかに、ボランティア登録制度として高齢者等訪問活動ボランティアがある。この2つは同じような内容なので、制度を統一し、さらに密度の濃いものにできないか検討していただきたい。</li> </ul>		

## 施策の評価

### 重点的に取り組むこと 2 人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透

1 取組概要 担当課:総務課, 企画調整課, 福祉課, 学校教育課

#### 【事業No.4 人権の尊重に関する情報提供と意識の浸透】

(1) 広報紙・ポスター等による啓発活動を行った。

(2) 平成26年度枕崎市人権問題啓発研修会(11/25 主催:枕崎市教育委員会)を開催した。研修会の実施結果については事業No.8のとおり。

(3) 人権相談を6回実施し、相談件数は20件であった。

(4) 「じんけんフェスタ2014in枕崎」(県委託事業「人権フェスタ」)

日時:平成26年12月14日(日) 14:00~16:30

場所:サンフレッシュ枕崎

参加者:約200名

様々な人権問題について、より多くの方々に関心を持っていただくとともに、基本的人権の尊重とその擁護についての正しい理解と認識を深めるための機会を提供し、広く人権尊重の普及啓発を図ることを目的に実施。

(5) 人権標語募集「枕崎市『人権標語2014』」

募集期間:平成26年8月15日~9月30日

応募総数:1318点 (最優秀賞1点, 優秀賞6点)

市民に人権に関する標語を作成することとおして、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、幅広く人権について考えていただくことを目的に実施。入賞者については、(4)で表彰を行った。

(6) 人権の花運動

実施校:別府小学校

期間:平成26年4月18日~12月11日

参加児童:112名

児童が協力し合って花を栽培することにより、優しい心や思いやりの心を育て、相手の立場・相手の身になって考え、行動し、感謝することを理解する。さらに、その結果を周囲の人に鑑賞してもらうことにより、児童の情操をより豊かにし、これらを通じて児童に豊かな人間関係を体得させ、もって人権尊重思想の普及と高揚を図ることを目的に実施。

(担当課評価:A)

#### 【事業No.5 性の尊重に関する情報提供と意識の浸透】

・事業No.4のとおり(担当課評価:A)

#### 【事業No.6 学校における男女共同参画社会に関する教育の推進】

・全小中学校では人権教育の年間指導計画等に基づき、県教委が作成した「なくそう差別、築こう明るい社会」を教職員の研修に活用し、資質の向上に努めた。(担当課評価:A)

・県教委が作成した「なくそう差別、築こう明るい社会」、「仲間づくり」のパンフレットを授業や人権集会で活用し、児童生徒の意識の向上に努めた。(担当課評価:A)

・全小中学校で、人権週間(12/4~10)や月間(8月)を中心に、啓発ポスターや作文作成等に取り組んだ。(担当課評価:A)

## 【事業No.7 幼稚園・保育園における人権教育への男女共同参画の視点の導入】

- ・各保育園に対して、幼少期における人権教育が推進されるように啓発を行った。平成26年度からは、市民ホールにも保育園案内を設置した。(担当課評価:A)
- ・男女共同参画の視点を持った視聴覚教材をリスト化し、市ホームページに掲載し活用を促した。(担当課評価:B)

## 2 成果や課題

・人権フェスタの参加者数が予想を下回った原因として、衆議院議員総選挙と重なったことが考えられる。課題として、参加者の年齢層として9割が40歳以上、20歳代は参加が見られず、若年層にも関心をもってもらえるような活動や取組が必要である。(総務課)

・「じんけんフェスタ2014in枕崎」にあわせて人権標語の募集を行い、小中学校の児童生徒から1,317点の応募があり、人権に対する理解を深めることができた。(総務課)

・人権の花運動を実施することで、子供たち一人ひとりの人権意識が高まった。各学級での活動を通し、優しい心と思いやりの心が育ってきた。また、明るく元気な挨拶をする児童が増えてきた。(総務課)

・県教委が作成した「なくそう差別、築こう明るい社会」を活用した研修を各学校で確実に行うことができているが、職員の資質向上のため、第3次取りまとめの読み合わせ等も呼びかけたい。(学校教育課)

・各学校で、パンフレットを活用した授業や人権集会等の充実はなされている。今後、12月の人権週間を活用し、DVD視聴にあわせ、各校区の人権擁護委員の講話なども各学校で設定させ、児童生徒への人権への意識を高める必要がある。(学校教育課)

・児童生徒の人権意識を高めるためにも、人権ポスター、作文への取組は必要であり、今後も継続していきたい。人権擁護委員と募集期間などについて連携を密にし、さらに充実させたい。(学校教育課)

・各保育園は「子どもの人権に十分配慮するとともに一人ひとりの人格を尊重し保育を行う」規定を設けており、人権等に配慮した保育指針に基づく方針を作成し、児童福祉の理念に基づき保育の質の向上に努めた。(福祉課)

・保育園や幼稚園に対し、男女共同参画の視点を持った視聴覚教材等の情報提供を行い、活用を促していく必要がある。(企画調整課)

## 3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

評	十分に達成されているもの	(事業No. 4, 5, 6)
	成果は見られるが、改善の必要があるもの	(事業No. 7)
価	成果が見られず、再考・再検討が必要であるもの	(事業No. )

(意見)

・事業No.5については、第2次男女共同参画プランの中で事業No.4とは別の事業項目として掲げてあるもので、別事業として取り組むべきである。

## 施策の評価

### 重点的に取り組むこと 3 男女共同参画の推進を担う人材の育成

1 取組概要 担当課：企画調整課，生涯学習課

#### 【事業No.8 人権問題に対する指導者養成の研修】

・県人権同和対策課研修専門員 鎌田豊作氏を講師に招き、「誰もが幸せになるために」と題して、人権問題啓発研修会(11/25)を開催した。市職員及び地区公民館主事，家庭教育学級生等57名の参加があった。(担当課評価:A)

#### 【事業No.9 外国人に対するボランティアの育成】

・ボランティア登録制度により，登録者のリストを各課において整備している。外国語ボランティアにおいては，4名の登録者がおり，平成26年度の通訳業務は0件だった。(担当課評価:A)

・市ホームページのほか広報紙でも外国語ボランティアなど各ボランティアの登録制度を紹介し登録者を募った。(担当課評価:A)

#### 【事業No.10 女性リーダーの養成】

(1)市主催事業(実施結果は事業No.1のとおり)はもちろん，県が実施する「男女共同参画基礎講座」，「男女共同参画週間事業」等の情報提供を行い参加を促した。

(2)講座や講演会の一部を休日開催とし，勤労世代が参加しやすい環境を整えた。(担当課評価:A)

・まくらざきハーモニーネットワーク委員会や市内の各種団体・個人等の情報を収集し，人材情報の問い合わせ等に対し適切に提供を行った。(担当課評価:A)

・公民館講座及び自主学習グループ活動等を通して人材育成及び人材情報の把握に努めた。(担当課評価:B)

## 2 成果や課題

・人権問題啓発研修会については，大変有意義な研修会であったという意見が多かった。また，家庭教育学級においては，5団体が本研修会を年間計画に位置付けた。(生涯学習課)

・今後も定期的に市民への周知を図り，ボランティア活動への参加を促していく必要がある。(企画調整課)

・各種団体の会員の高齢化が進んでおり，今後とも若い世代の研修会等への参加の働きかけを工夫し人材の育成を図っていく必要がある。(企画調整課)

・自主学習グループへの支援内容をより充実させ，指導者・会員を特技・指導ボランティアの登録につなげ，新たな人材の掘り起こしを図った。学習の成果をボランティア活動や地域社会に生かした取組を実施した。(生涯学習課)

## 3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

評	十分に達成されているもの	(事業No. 8, 9)
	成果は見られるが，改善の必要があるもの	(事業No. 10)
価	成果が見られず，再考・再検討が必要であるもの	(事業No.)

(意見)

・講座や講演会の一部を休日開催とし，勤労世代が参加しやすい環境を整えたことは評価できる。

・県の男女共同参画基礎講座の参加者数については，担当課でも把握しておいていただきたい。

・次世代を担う人材の発掘が必要である。

・生涯学習課で人材育成の研修会があると思うが、企画調整課においても人材育成という点で生涯学習課と連携を図り、その人材情報等を把握していく必要がある。

## 施策の評価

### 重点的に取り組むこと 4 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し

1 取組概要 担当課：企画調整課，水産商工課，生涯学習課

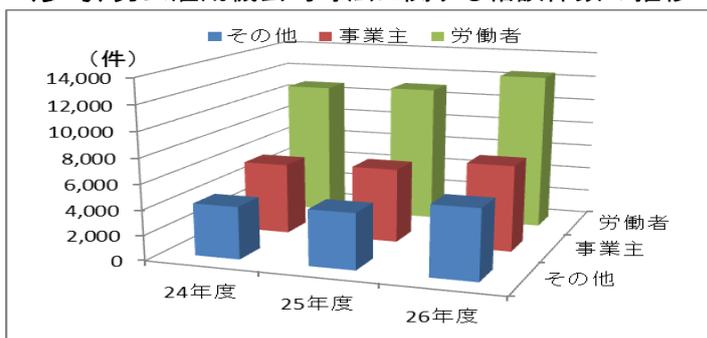
#### 【事業No.11 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しのための意識啓発】

・市主催事業(実施結果は事業No.1のとおり)はもとより，県が実施する「男女共同参画基礎講座」，「男女共同参画週間事業」等の情報提供を行い参加を促した。(担当課評価：A)

#### 【事業No.12 職場における差別的慣行・制度についての改善するための啓発】

・厚生労働省や労働局から送付されるリーフレット等を，市民ホールや担当課のある水産センターに常備し，また，「男女雇用機会均等月間」(6月)についてお知らせ版への掲載を行った。(担当課評価：B)

(参考)男女雇用機会均等法に関する相談件数の推移



平成26年度の労働者からの相談内容では，セクシュアルハラスメントが58.7%と最も多く，次いで婚姻，妊娠・出産を理由とする不利益取扱いが18%，母性健康管理が10.5%となっている

「労働局雇用均等室における法施行状況」(厚労省)

## 2 成果や課題

・市が主催する講座等については，より効果的なものとなるよう地域の実情に沿った内容を検討する。また，講座や研修会等の実施状況については，参加できなかった市民にもホームページや広報紙等を通じて周知し意識啓発を図っていく必要がある。(企画調整課)

・今後も厚生労働省や労働局のリーフレット等を活用し，広報活動に努める。(水産商工課)

## 3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

評	十分に達成されているもの	(事業No. )
価	成果は見られるが，改善の必要があるもの	(事業No. 11, 12 )
	成果が見られず，再考・再検討が必要であるもの	(事業No. )

#### (意見)

・事業No.10は「女性リーダーの育成」，事業No.11は「慣行の見直し」である。女性リーダーの育成も慣行の見直しに含まれると思うが，担当課が同事業として行い，評価がAなのは疑問に思う。事業No.10のみの取組では不十分である。慣行の何が問題なのかを行政がしっかりと認識し，もっと踏み込んだ事業を行うべきである。

・成果や課題に「市が主催する講座は，より効果的なものとなるよう地域の実情に沿った内容を検討する」とあるが，これは非常に大事な部分だと思うので，しっかり実施できるよう努めていただきたい。

・リーフレットによる啓発については，もう少し工夫があると，多くの人が目を向けるのではないかと思う。

## 施策の評価

重点的に取り組むこと 5 すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

1 取組概要 担当課:総務課, 企画調整課, 福祉課, 学校教育課, 保健体育課

### 【事業No.13 配偶者等に対するあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進】

・平成26年度の配偶者等からの暴力による新規の保護事案は2件であった。(担当課評価:A)

### 【事業No.14 配偶者等からの暴力に対する支援・問題に関する相談体制の整備】

・相談件数は47件, うち電話相談が3件, 面接相談が20件, その他24件であり, 電子メールでの相談は0件であった。市ホームページ>くらしの情報>福祉>児童福祉>家庭児童相談室ページ内で配偶者暴力等の相談先を情報提供し, また, 問合せ先として社会系のメールアドレスを掲載している。相談件数等の推移は以下のとおり。(担当課評価:A)

	相談件数(件)	実人数(人)
24年度	54	12
25年度	77	16
26年度	47	16

・最も身近な相談の窓口である民生委員への相談については, 必要に応じて行政につないでもらい, 適切に対応を行っている。(担当課評価:A)

### 【事業No.15 セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた研修の実施・意識啓発】

・平成26年度は, 庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの苦情・相談等の実績はなかった。(担当課評価:B)

・各学校では, 教職員の服務指導に関する年間指導計画に基づき, 計画的に研修を行い, 特に問題はみられなかった。(学校においても, 教頭等がセクシュアル・ハラスメントの窓口になって相談できる体制を整えている)(担当課評価:A)

・セクハラ・パワハラ等の定義や基準について学び理解を深めるため, 市民・市職員を対象に「セクハラ・パワハラ研修会」を開催した。実施結果については, 実施事業No.1(2)のとおりで, 参加者48名のうち企業からは14名の参加があり, 全体の約3分の1であった。(担当課評価:A)

### 【事業No.16 青少年の性の尊重】

・性に関する指導の全体計画及び年間指導計画は, 全学校で作成され, 計画に基づいて特別活動等で指導されている。指導形態については, ほとんど男女共習で実施している。職員研修の実施はやや不十分であった。(担当課評価:B)

・学校保健会での研修, 児童生徒の生活指導部や関係機関との連携を図りながら, 全学校において職員研修の充実に努めた。(担当課評価:B)

### 【事業No.17 多様な機会をとらえた広報・啓発の推進】

(1)「女性に対する暴力をなくす運動」期間の取組として, DVの概要及び相談先を掲載したチラシと相談機関カードを市民ホールに設置した。また, チラシ・カードは公共施設等にも配布し相談窓口等の周知を図った。

(2)ホームページの「市政・サービス>男女共同参画」ページにおいて, DV防止法について紹介している。

(3)「DV研修会」開催情報及び「女性に対する暴力をなくす運動」について広報紙に掲載し、同内容のチラシを事業所等に送付した。

(4)「DV研修会」参加者に国・県が作成したDV・デートDVの啓発用リーフレットを配布した。また、同リーフレットを市内高等学校にも配布し活用を依頼した。(担当課評価:A)

#### 【事業No.18 問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進】

・実施事業No.17のとおり(担当課評価:A)

#### 【事業No.19 広報紙やリーフレット等を活用した啓発の実施】

・実施事業No.17のとおり(担当課評価:A)

#### 【事業No.20 啓発用リーフレットの活用】

・実施事業No.17(4)のとおり(担当課評価:A)

#### 【事業No.21 講演会や研修会等の開催による啓発の実施】

・DVに対する正しい理解を広めるため、鹿児島純心女子大学の谷崎和代准教授を講師に迎え、「身近にある人権侵害 DV(デートDV)の正しい理解のために」と題して「DV研修会」(11/6)を開催した。市民・市職員あわせて38名(男性12名、女性26名)の参加があり、アンケートでは約9割の方が大変良かった、良かったと回答。また、参加者にパープルリボンの装着を依頼した。(担当課評価:A)



#### 【事業No.22 県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供】

・実施事業No.10(1)とおり(担当課評価:A)

#### 【事業No.23 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)を中心とした広報啓発】

(1)女性に対する暴力根絶運動のシンボルであるパープルリボンを知ってもらうことで、DVに対する市民の意識啓発を図ることを目的に、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中(11/12~25)、市役所市民ホールにパープルリボンツリーを設置した。また、ツリーの横にリボン、チラシ、相談機関カードを設置し、さらなる意識啓発を図った。

(2)市内公共施設にパープルリボンと相談機関カードをセットにして配布し、トイレ等の手に取りやすい場所への設置や職員のリボン装着を依頼した。相談機関については、市内の相談窓口があまりに身近で敬遠されることに配慮して、市外の相談機関についても周知した。

(担当課評価:A)



#### 【事業No.24 デートDV防止に関する教育・啓発の推進】

・啓発活動については実施事業No.17(4)のとおり。また、研修会の実施結果については事業No.21のとおり。(担当課評価:A)

## 2 成果や課題

- ・DV事案は、緊急かつ危険を伴うケースも多いため、警察をはじめ関係機関との連携を図り、状況に応じた適切な対応を行った。一方で、匿名性が高く、かつ、離婚調停や裁判による判決などすぐに結論が出ないケースもあり、保護措置などが長期に及ぶ傾向もみられることから、財政的措置は極めて難しい。(福祉課)
- ・相談を受ける担当職員の人員確保や、ケースに応じた的確な判断のための研修制度など、財政的・人的な課題がある。(福祉課)
- ・最も身近な相談の窓口である民生委員への相談については、必要に応じて行政につないでもらい、適切に対応を行うことができたが、当事者の普段の生活の中での地域におけるコミュニケーション不足が見られる。(福祉課)
- ・職場におけるセクハラ防止については、今後とも基本方針に基づいて対応していく。(総務課)
- ・今後もサービスの年間指導計画に基づき、職員朝会、職員会議、職員研修等で継続的に指導していくとともに、セクシュアル・ハラスメント等の未然防止のために、窓口を生かして職員の悩み等を受け止められるように各学校へも指導していきたい。(学校教育課)
- ・「セクハラ・パワハラ研修会」の参加者の感想として「組織として予防に努めることの重要性を知ることができた」、「学んだことを職場で共有したい」といった声が聞かれるなど、ハラスメントに対する意識啓発を図ることができた。(企画調整課)
- ・性に関する指導の全体計画、年間計画は全学校で作成し、すべての学校で計画に従い特別活動等で指導された。身体の発育・発達 of 時期や程度には個人差があること、また、身体の機能の成熟とともに異性への関心が高まったりすることから異性の尊重などが必要であることが指導された。職員研修がやや不十分であったが、担任と養護教諭のTT<sup>※</sup>による授業を推進することが必要である。(保健体育課)
- ・養護教諭研修会や学校保健会による研究大会等での研修を活かし、児童生徒の安全確保に努めてきた。各学校の生活指導部や関係機関との連携、保護者への周知の徹底が必要である。(保健体育課)
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に広報・啓発に努め、DV問題を広く市民に周知することができた。(企画調整課)
- ・「DV研修会」に参加した市職員及び市民にパープルリボンの装着を依頼し、「女性に対する暴力をなくす運動」推進の一端を担ってもらうことができた。(企画調整課)
- ・市民に対し、県や近隣市における講演会等の情報提供を行い、さらなる意識啓発を図っていく。(企画調整課)
- ・昨年同様パープルリボンツリーを設置し、「女性に対する暴力をなくす運動」の存在を多くの市民に印象づけることができた。また、市職員や公共施設等にパープルリボンを配布し装着してもらうことで、暴力防止について改めて考えてもらう機会となり、意識啓発を図ることができた。(企画調整課)
- ・「DV研修会」に子育て世代の参加が多数あった(20～40代:57%)。研修終了後に、「中学生の娘と今夜話してみたい。今日、参加できて良かった」、「自分を大事に思う気持ちを育てていかなければならない。」といった声が聞かれるなど、親子でDV・デートDVについて考える契機になった。(企画調整課)

※ TT(チームティーチング)

複数の教師が協力して授業を行う指導法。

### 3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

評	十分に達成されているもの	(事業No. 15, 17~24)	)
価	成果は見られるが、改善の必要があるもの	(事業No. 13, 14, 16)	)
	成果が見られず、再考・再検討が必要であるもの	(事業No.	)
(意見)			
<p>・配偶者等からの暴力による新規の保護事案は2件であったということだが、それに対してどのような取組や対応を行い、その結果、「暴力の発生を防ぐ環境づくり」について担当課評価がAになったのかを個人情報に配慮した上で可能なかぎり具体的に報告していただきたい。また、成果や課題にもあるように、財政的には難しい面もあると思うが、担当課には工夫をこらして取り組んでいただきたい。</p> <p>・身近な相談の窓口である民生委員が行政につないだDVに関する相談件数についても把握を行い、民生委員の協力によりどの程度相談体制が整備されたのか報告していただきたい。</p> <p>・「セクハラ・パワハラ研修会」に、企業からの参加があったのは良かった。</p> <p>・庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの苦情・相談等の実績はなかったということだが、相談がないだけで、実態としてある可能性も否定できないので、今後も基本方針に基づいて対応していただきたい。</p> <p>・学校現場では、いじめや不登校問題に比べ喫緊の課題ではないため、性に関する職員研修は積極的ではないのが現状だと感じる。</p> <p>・DVに関するチラシの配布やポスターの掲示だけで周知・徹底されるのかは疑問だが、一人でも多くの方が見て、認識してもらえればよいと思う。地道な活動が意識啓発につながっていく。</p> <p>・パープルリボンツリーは、市民ホールに設置しているということだが、複数個所に設置できれば、より多くの市民に取組を知ってもらえるのではないかと。</p>			

## 施策の評価

### 重点的に取り組むこと 6 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援

1 取組概要 担当課:健康課, 水産商工課, 保健体育課

#### 【事業No.25 介護休暇制度の推進】

・厚生労働省や労働局から送付されるリーフレット等を, 市民ホールや担当課のある水産センターに常備した。(担当課評価:B)

#### 【事業No.26 母子保健サービスの充実】

(1)定例の育児相談及び随時電話での相談を実施した。  
(2)ふれあい子育てサロンを12回実施し, 延べ447名の参加があった。  
(3)運動, 精神, 情緒面の発達について経過観察となった幼児とその保護者を対象に, 2歳児親子教室を11回実施し, 22組延べ70名の親子の参加があった。  
(4)すべての乳児がいる家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業」を実施した。訪問実績は115件であった。(担当課評価:A)

#### 【事業No.27 健康づくりの推進】

・各種健康診査, 検診の拡充と受診体制の充実を図るため, 複合健診を15日間実施し, また, 同日に歯周疾患健診を5歳刻みの方に実施した。各健(検)診の受診率の推移は以下のとおり。(担当課評価:B)

	特定健診	胃がん検診	肺がん検診	大腸がん検診	子宮がん検診	乳がん検診
24年度	40.9%	20.4%	29.7%	20.8%	19.5%	25.2%
25年度	44.0%	21.5%	31.2%	22.9%	21.7%	28.8%
26年度	43.9%	22.0%	30.8%	24.2%	21.1%	27.7%

(1)特定保健指導対象者235人中152人に対して個別指導を実施した。  
(2)ダイエットコンテストを実施し, 団体(3人1組)31組93名, 個人72名, 計165名の参加があった。  
(3)へるすあっぷ体操教室を24回実施し, 1,277名の参加があった。  
(4)脳卒中ハイリスク者への取組として, 講演会を2回(延べ49名), 教室を6回(延べ38名)実施した。(担当課評価:A)

・男性料理教室を43回実施し, 272名の参加があった。また, 食生活改善推進員によるクッキング教室を16回実施し, 207名の参加があった。(担当課評価:A)

#### 【事業No.28 生涯スポーツの充実】

・市営球場防球ネット補修工事, 市営球場・テニスコートフェンス補修工事等を実施し, 施設の整備充実を図った。各種スポーツ教室は, 児童生徒の健康・体力づくりのための充実したものとなり, 教室や大会等を通じて, 生涯スポーツの推進を図ることができた。(担当課評価:B)

## 2 成果や課題

・今後も厚生労働省や労働局が作成したリーフレット等を活用し, 広報活動に努める。(水産商工課)

・2歳児親子教室では, 15組の親子において発達相談や児童発達支援事業所の利用につながった。(健康課)

- ・子宮頸がん・乳がん検診については、追加検診を土曜・日曜日に実施し、受診の充実を図った。(健康課)
- ・特定保健指導を医療機関でも実施できるようにした。また、特定保健指導の対象者に生活習慣病予防教室を実施した。今後も脳卒中ハイリスク者の個別指導、継続した支援が必要である。(健康課)
- ・食に関心を持つ男性が増えてきた。今後も新しい参加者を増やしていく。(健康課)
- ・平成26年度の相撲教室は、延べ319名の参加者のうち55名が女子児童の参加であった。また、黒潮すもう大会でも、女子の参加が増えてきており、団体戦に4チーム、個人戦に27名の出場があった。今後は参加者をどう増やすかが課題である。カッター教室については、536名の参加があった。台風の影響でカッター教室が1回とカッター大会が中止となり、海上での競技であるため天候に左右されるのが課題である。(保健体育課)

### 3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

評	十分に達成されているもの	(事業No. 26)
	成果は見られるが、改善の必要があるもの	(事業No. 25, 27, 28)
価	成果が見られず、再考・再検討が必要であるもの	(事業No. )
(意見)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護休暇制度の推進については、担当課評価がBとなっているが、どのような点が不足し、課題がどこにあるのかを示していただきたい。</li> <li>・定例の育児相談及び随時電話での相談について、件数の把握ができていれば報告していただきたい。</li> <li>・ふれあい子育てサロンは、子育ての情報交換や息抜きの場にもなり、とても良い取組である。子育てサロンの存在を知らない方もいると思うので、今後とも広報に努めていただきたい。</li> <li>・特定健診の受診率の推移についてはわかりやすく報告されているが、受診率が5割にも満たないので、今後受診率を上げるためにどのような取組を行い、どのような工夫をするのか等を課題として示していただきたい。</li> <li>・生涯スポーツの充実という点では、きばらん海クラブなど様々な取組を行っており評価できる。ただ、施設の老朽化や整備が不十分な面はある。</li> </ul>		

## 施策の評価

### 重点的に取り組むこと 7 性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備

1 取組概要 担当課:健康課,福祉課,生涯学習課

#### 【事業No.29 男女の生活自立と家庭責任を共有するための支援】

・男女のための生活総合講座として社会教育学級を実施した。22団体が197回実施し、延べ7,983名が参加した。(担当課評価:A)

#### 【事業No.30 子育て環境の整備】

・市内全保育園において延長保育事業を実施し、保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要への対応を図り、一日当たりの平均利用児童数は45名であった。また、保育園に入所していない児童に対する一時保育を市内全保育園で実施、障害児保育事業については、該当園児がいなかった。病児・病後児保育事業については市内1園で実施(体調不良児対応型)し、延べ602名の利用があった。市立病院でも12月から開所(病児対応型)し、延べ42名の利用があった。(担当課評価:A)

・放課後児童クラブ(学童保育)は、立神保育園、妙見保育園、別府保育園、まくらざき保育園に新たに片平山児童センターを加えた5園及びNPO法人自然花で実施した。また、他の1保育園(火の神保育園)でも低学年受入事業を実施した。(担当課評価:A)

・多子世帯の経済的負担を軽減するため、県補助事業を活用して第3子以降の子どもの保育料の軽減を図り、平成26年度の軽減額は674万円であった。(担当課評価:A)

・母子保健推進員、食生活改善推進員に対して定期的な研修会を実施、健診通知配布と受診勧奨を行った。また、乳児健診時に離乳食を提供した。(担当課評価:A)

・子育て中の父親から育児の体験談を集め、「子育て応援まくらざき」に掲載した。(担当課評価:A)

#### 【事業No.31 子育て支援サービスの充実】

・地域子育て支援センター事業を枕崎市子育て支援センター(立神保育園)において実施し、子育て援助活動支援事業を枕崎市子育てサポートセンター(NPO法人自然花)において実施した。(担当課評価:B)

・子育て支援センターの依頼により、健康教育、育児相談を実施した。また、各保育園、幼稚園と情報交換を行った。(担当課評価:A)

・枕崎市子育て支援センター及び各保育園において、育児に関する相談を行い、内容によっては保健師や行政につないでもらうなどの対応を行った。支援センターの相談数は延べ80名だった。(担当課評価:A)

・母子健康手帳交付(133名)、乳幼児健診育児相談(423名)、家庭訪問(187名)時に育児等に関する相談を実施した。(担当課評価:A)

・11月の児童虐待防止推進月間では、ポスター及びチラシを各保育園・関係機関に配布するとともに、お知らせ版にチラシを綴込み周知を図った。また、児童相談所へつながる全国共通ダイヤルカードの配布も行い周知を図った。(担当課評価:A)

・乳幼児健診の計測や医師診察時にあざ等の有無を確認したが、虐待を疑うような事例はなかった。(担当課評価:A)

・市内各施設での子ども向けの行事を集約し、3ヶ月に1回体験活動カレンダーを作成し配布した。学校を通じて児童生徒及び家庭に広報を行い、体験活動の周知・提供を図った。体験活動カレンダーは、市のホームページで閲覧・ダウンロードが可能。(担当課評価:A)

### 【事業No.32 高齢者への生きがいづくりの支援】

- ・単位老人クラブ4クラブ、各校区老人クラブ連合会3連合会が、体験学習をとおし世代間交流を図った。昔の遊びや話、そば作り、そまんずし作り(そば粉を団子にしたもの)、もちつき大会等を行った。参加者は子ども等(育成会役員、保護者含む)が336名、高齢者が178名の計514名であった。(担当課評価:A)
- ・運営費補助(728万円)を実施し、短期的就業の場を提供するシルバー人材センターの充実を図った。平成26年度末の会員は268名であった。(担当課評価:A)
- ・高齢者と小学生とのふれあい交流が3回行われ、延べ72名が参加し、昔遊びや給食の試食などを行った。また、高齢者学級の合同交流学習会を2回実施し、延べ263名が参加した。(担当課評価:A)

### 【事業No.33 介護保険サービスの充実】

- ・市民や居宅介護支援事業所へのパンフレット配布、市老人クラブ連合会総会への出席及びホームページなどの広報を通じてPR活動を行った。平成26年度は市役所玄関でもパンフレットの配布を行った。(担当課評価:A)
- ・小規模多機能型介護事業所と生活支援ハウスそれぞれ1か所にスプリンクラーの整備を図った。(担当課評価:A)

## 2 成果や課題

- ・家庭教育学級の参加者が昨年度に比べ、延べ1000名ほど増加があったのは成果であった。(生涯学習課)
- ・病児・病後児保育事業については、子どもの体調不良時の対応や急な発病などケースに応じた対応をとることができた。特に、病児対応については事業は始まったばかりであり、今後、ニーズは高くなると思われることから、利用者の活用しやすい施設となるよう運営主体と協議を行っていく。(福祉課)
- ・多様な生活形態を支援するため、引き続き「放課後児童クラブ」の運営に対し、積極的な支援を図っていくことができた。また、施設の老朽化や改善が必要な施設もみられることから、事業主体と協働で改善を図っていかなければならない。(福祉課)
- ・保育料については、引き続き多子世帯の経済的負担の軽減を図っていくとともに、経済的な不安を減らしていく制度概要の啓発を図っていく。(福祉課)
- ・乳幼児健診受診率は約97～100%であった。(健康課)
- ・子育て援助活動支援事業の実施によって、子育て世代の多様なニーズに対して支援を行うことができたが、支援内容を広く広報し利用者の登録増につなげていかなければならない。(福祉課)
- ・育児相談や幼稚園・保育園との情報交換を行ったことで、発達の遅れや偏りのある児の早期発見や支援の充実に成果があった。(健康課)
- ・育児に関する相談については継続した取組が重要であり、相談窓口の業務内容を積極的に広報していかなければならない。(福祉課)
- ・母子健康手帳交付、乳幼児健診、家庭訪問等の事業対象者全てに対して、育児に関する相談を行うことができた。(健康課)
- ・児童虐待防止の推進を図るため、ポスター・チラシを各保育園、関係機関に配布するとともに、市広報紙等を活用し、地域では早い段階での情報共有ができる体制づくりを図っていかなければならない。(福祉課)
- ・まくらざきっ子育てプランを夏季休業前の時期に、全保護者に対し配付し理解と協力を求めた。特に子どもたちの体験活動の必要性については、保護者を含め大人の側に理解を求める方策が必要である。(生涯学習課)

- ・市役所玄関での介護保険に関するパンフレット配布(ご自由にお取りください)は、予想以上に早く部数がはけたため、有効な方法であると実感した。27年度以降も、内容を精査しながら続けたい。(福祉課)
- ・平成26年度で地域密着型サービス<sup>※</sup>事業所全てにスプリンクラーが設置された。(福祉課)

※ 地域密着型サービス

平成18年4月の介護保険法の改正により、高齢者が介護の必要な状態となっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で、安心して生活が継続できるように支援するサービス体系。

3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

評	十分に達成されているもの	(事業No. 29, 30, 31, 32, 33 )
	成果は見られるが、改善の必要があるもの	(事業No. )
価	成果が見られず、再考・再検討が必要であるもの	(事業No. )
(意見)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA会議後の講習会や講演会として、家庭教育学級に取り組んでいるところも多いと聞く。本来の趣旨に沿った活動になっているのかという疑問がある。本来の趣旨に沿った内容の取組を行っていただきたい。</li> <li>・市立病院の病児・病後児保育施設「カンガルーのポッケ」の取組は、働く母親にとって便利な制度であり、とても良いと思う。</li> <li>・多子世帯の経済的負担を軽減するため、第3子以降の子どもの保育料の軽減を図ったとあるが、軽減ではなく、免除にしていけないと子どもの数はどんどん少なくなると思う。</li> <li>・子育てサポートセンター(NPO法人自然花)の場所を知らない人も多いので、窓口が市役所にあればもっと便利になるのではないかと。</li> <li>・枕崎市は子育て環境も良好で、様々な良い事業に取り組んでいる。これらをもっといろいろな人に知ってもらえるよう、懇話会委員としてあらゆる場で伝え広げていきたい。</li> <li>・子育て支援や高齢者の見守りを行っておりとても良いと思うが、それらに関する広報が足りない部分もあると感じる。</li> <li>・高齢者の生きがいづくりの支援については、様々な行事が企画されており充実しているが、家にこもりがちな高齢者、特に男性にどのように参加してもらうか、また、どのような生きがいづくりをしていくかが重要である。</li> <li>・本市は在宅福祉アドバイザーの登録も多く、高齢者に対する目配りがよくできていると感じる。</li> <li>・事業No.33は「介護保険サービスの充実」なので、パンフレット配布や広報などのPR活動だけでなく、どの程度充実が図られているか、どのような課題があるのかも報告していただきたい。</li> </ul>		

## 施策の評価

### 重点的に取り組むこと 8 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

1 取組概要 担当課：農政課，水産商工課，農業委員会

#### 【事業No.34 男女の均等な機会と待遇を確保する就労環境の整備】

・男女雇用機会均等法の周知徹底のため，厚生労働省や労働局から送付されるリーフレット等を市民ホールや担当課のある水産センターに常備した。(担当課評価：B)

#### 【事業No.35 育児休業制度の推進】

・育児休業制度推進のため，厚生労働省や労働局から送付されるリーフレット等を市民ホールや担当課のある水産センターに常備した。(担当課評価：B)

#### 【事業No.36 農林水産・商工業・自営業における男女共同参画の視点に立った環境整備】

・男女の就労条件の改善整備の取組として，農政課の業務関係担当者と連携し家族経営協定<sup>※</sup>の趣旨を説明後協定の締結を勧めた。新規締結は1組であった。(担当課評価：B)

・桜馬場地区農産物出荷協議会において，農産物の生産技術，経営能力の向上を目指し実施した先進地研修(5月)に20名の参加があり，うち女性会員の参加が11名であった。(担当課評価：A)

#### ※ 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が，意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し，経営方針や役割分担，家族みんなが働きやすい就業環境などについて，家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

## 2 成果や課題

・今後も厚生労働省や労働局のリーフレット等を活用し，男女雇用機会均等法及び育児休業制度の広報活動に努める。(水産商工課)

・関係課と連携し，家族経営協定書作成の協力を行うことができた。(農業委員会)

・女性会員が先進地研修に参加することにより，農作物の見栄えの良い包装方法や陳列棚での並べ方など，女性の感性を活かした消費者目線での出荷・販売に結びつけることができた。(農政課)

## 3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

評	十分に達成されているもの	(事業No. )
	成果は見られるが，改善の必要があるもの	(事業No. 34, 35, 36 )
価	成果が見られず，再考・再検討が必要であるもの	(事業No. )
(意見)		
・男女雇用機会均等法の周知及び育児休業制度の推進については，担当課評価がBになっているが，その理由も記載してほしい。		
・若い人が希望をもって生活できる社会になってほしいと常々思っている。若い世代に対する施策をどんどん実施してほしい。		

## 施策の評価

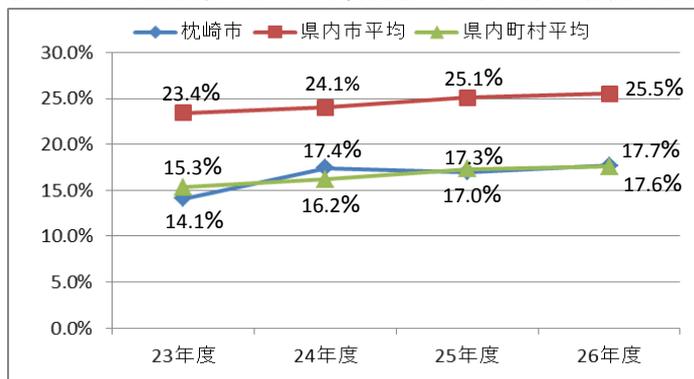
### 重点的に取り組むこと 9 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

1 取組概要 担当課:総務課, 企画調整課

#### 【事業No.37 各種審議会への女性委員の積極的登用】

・特別職報酬審議会の新たな委員委嘱を平成27年1月に行い, 委員10名中女性2名を委嘱した。平成26年2月に行政改革推進委員会の委員委嘱を行い(委嘱期間2年), 委員10名中女性委員は2名である。26年度中の新たな委員委嘱は行っていない。また, 平成26年11月に行政改革推進委員会を開催した。(担当課評価:B)

(参考) 枕崎市及び県内市町村の審議会等における女性委員の割合



(県男女共同参画室調べ 各年度4月1日現在)



#### 【事業No.38 女性の提言機会の提供】

・要望がなかったため語る会の開催はなかったが, 環境, 防災, 文化の分野において女性団体から選出された委員が各会議において発言を行った。(担当課評価:B)

## 2 成果や課題

・行政改革推進委員会(11/12), 特別職報酬審議会(1/15, 1/29)を開催し, 女性委員からも積極的な意見・要望をいただいた。(総務課)

・女性の意見を市政に反映させる場を提供するため, 語る会の実施に向けて, 関係課と連携を取りながら女性団体等への開催の呼びかけを行う。(企画調整課)

## 3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

評	十分に達成されているもの	(事業No. )
	成果は見られるが, 改善の必要があるもの	(事業No. 37, 38 )
価	成果が見られず, 再考・再検討が必要であるもの	(事業No. )

(意見)

・特別職報酬審議会及び行政改革推進委員会の委員10名中女性2名の委嘱ということは, 2割が女性委員である。あと1人女性委員を増やすことができれば3割になる。数字を上げることが目的ではないが, 増やす努力をしていただきたいし, 努力する姿勢を示していただきたい。また, 今後の取組姿勢について, 成果や課題として示してほしい。

・女性委員が1人では発言しにくく, 2人, 3人と増えていけば意見も言いやすくなり, 生の女性の声を施策に活かしていけるのではないかと考える。

・女性の提言機会の前に, 女性の人材の発掘・育成に目を向けることも必要である。理屈として男女平等・男女共同参画であるが, 日本の女性はなかなか自分から手を挙げる人が少ないのが現状である。

## 施策の評価

**重点的に取り組むこと 10** 地域生活の実感に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり

1 取組概要 担当課:総務課, 企画調整課, 生涯学習課

### 【事業No.39 生涯学習における住民自治意識の啓発】

・関係団体との会合等において、地域活動における男女共同参画の意識啓発に努めた。(担当課評価:B)

### 【事業No.40 地域活動への若年層の参加の意識啓発】

・関係団体との会合等において、地域活動への若年層の参加の意識啓発を行った。(担当課評価:C)

### 【事業No.41 女性の視点から見る防災・災害復興に関する教育の推進】

・平成26年度は防災会議の開催はなかったが、引き続き女性委員を任命し防災訓練への参加を促した。(担当課評価:B)

・平成26年度は防災会議の開催及び防災計画の見直し等はなかったが、市防災訓練の炊出し訓練において、まくらざきハーモニーネットワーク委員会代表が打ち合わせに参加し、女性の立場からの発言を行った。(担当課評価:A)

## 2 成果や課題

・関係団体に女性や若年層が少ない状況である。(生涯学習課)

・防災訓練において、避難住民と共に、炊き出し訓練を実施することができた。(総務課)

・防災会議の女性委員が現在1名である。各機関・団体等の代表で組織することから難しい側面もあるが、女性委員の増員を担当課に依頼していく。(企画調整課)

## 3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

評	十分に達成されているもの	(事業No. )
	成果は見られるが、改善の必要があるもの	(事業No. 39, 41 )
価	成果が見られず、再考・再検討が必要であるもの	(事業No. 40 )

(意見)

・事業No.39及び40の取組概要の中に、「関係団体との会合等において」という記載があるが、具体的に何をしたのかが見えてこない。具体的な取組とその結果を示していただきたい。

・「若年層の参加の意識啓発」を行った結果を担当課に再度確認していただき、また、今後若年層に対してどのような啓発が必要なのか考えていただきたい。

・災害時の炊き出しや避難所の運営の問題については、今後、女性の視点が入っていかないと進まない。女性の立場からの発言ができる機会を作っていただきたい。

## 施策の評価

### 重点的に取り組むこと 11 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

1 取組概要 担当課：企画調整課，財政課，福祉課，農政課，選挙管理委員会，文化課

#### 【事業No.42 国・県・近隣自治体・関係機関との連携】

・「DV研修会」，「セクハラ・パワハラ研修会」，「まくらざきハーモニーフェスティバル」の開催を近隣市や県等に案内した。（担当課評価：A）

#### 【事業No.43 男女共同参画推進懇話会の機能発揮】

・男女共同参画推進懇話会を開催し，会議で審議した結果を懇話会の意見としてまとめ，推進委員会へ報告を行った。会議の開催状況については以下のとおり。

第1回：平成26年6月3日

(1) 第2次枕崎市男女共同参画プランの平成25年度実績及び平成26年度実施計画について

(2) 今年度の取組について

第2回：平成26年11月25日

(1) 第2次枕崎市男女共同参画プラン実施状況に対する評価・意見のまとめについて

(2) 今後の取組について

また，上記会議のほか自主的な勉強会を5回開催し，実施事業に対し調査審議を行った。（担当課評価：A）

#### 【事業No.44 男女共同参画推進委員会の機能発揮】

・男女共同参画関連の研修会は職員研修の一環として職員にも参加を呼びかけ，「DV研修会」に28名（男性11名，女性17名），「セクハラ・パワハラ研修会」に26名（男性11名，女性15名）の参加があった。（担当課評価：A）

#### 【事業No.45 男女共同参画推進担当課の機能発揮】

(1) 第2次枕崎市男女共同参画プランの平成25年度実績を，取組概要及び成果・課題としてまとめ男女共同参画推進懇話会へ報告を行った。報告に対する委員への意見聴取を行い，平成25年度実施状況報告書としてまとめ公表した。

(2) 男女共同参画推進懇話会の会議及び勉強会開催における日程調整及び開催案内，会議資料調製等事務局としての役割を担った。（担当課評価：A）

#### 【事業No.46 県地域推進委員との連携】

・市が主催する関連事業への参加を依頼した。また，男女共同参画推進懇話会勉強会の講師を依頼した。（担当課評価：A）

#### 【事業No.47 「男女共同参画プラン」の進行管理】

・実施事業No.45(1)のとおり（担当課評価：A）

#### 【事業No.48 情報収集提供】

・まくらざきハーモニーフェスティバルの来場者に対し，内閣府男女共同参画局発行「ひとりひとりが幸せな社会のために～男女共同参画社会の実現を目指して～26年度版」を配布し，男女共同参画の概要等の情報提供を行った。（担当課評価：A）

## 【事業No.49 施策策定等に当たっての配慮】

- ・全ての施策において事業を実施していく中で、男女共同参画の視点に配慮して企画・立案するよう努め、また、関係課にも必要に応じて啓発を行った。(担当課評価:A)
- ・予算編成等において男女共同参画の視点に配慮するよう努めた。(担当課評価:A)
- ・次世代育成支援対策・障害福祉・老人福祉・介護保険等の事業計画の策定委員及び民生委員推薦会等の審議会委員への女性登用を推進して、男女共同参画の視点に配慮するように努めた。(担当課評価:A)
- ・人・農地プランの検討委員会(年2回開催)委員7名に女性委員2名を入れ、女性登用の推進を図った。(担当課評価:A)
- ・図書館協議会では委員6名中3名の女性委員が、また、南浜館運営協議会では委員7名中2名の女性委員が委嘱されている。(担当課評価:A)
- ・平成26年10月、男性12名、女性7名の委員で組織する枕崎市明るい選挙推進協議会の総会を開催した。衆議院議員総選挙の投票率の向上のため、平成26年12月、同協議会委員による啓発物資の配布を行った。参加委員15名のうち女性委員は5名であった。また、同選挙事務に臨時職員5名を雇用し、うち女性職員は4名であった。(担当課評価:B)

## 2 成果や課題

- ・国・県の補助事業等の活用により研修等に取り組み、近隣市の参加を得ることで協力体制を強化することができた。(企画調整課)
- ・平成25年度の実施概要及び成果・課題等に対する市民の立場からの意見聴取を行い、平成25年度実施状況報告書に男女共同参画推進懇話会からの意見として記載した。(企画調整課)
- ・DVとセクハラ・パワハラをテーマとした研修会に多くの男性職員の参加があったのは成果であった。特にセクハラ・パワハラについては男性と女性それぞれの立場での気付きがあり、また、職場でのハラスメント予防の取組など大変参考になった。(企画調整課)
- ・男女共同参画推進懇話会の勉強会において、県地域推進員が活動報告や懇話会委員との意見交換を行うことで、双方の意識啓発につながった。(企画調整課)
- ・市主催の講座や研修会については、実施内容について広報紙やホームページ等に掲載し、研修会等に参加できなかった市民に対しても情報提供を行っていく必要がある。(企画調整課)
- ・所管外の施策においても、男女共同参画の視点に配慮した取組となるよう男女共同参画推進担当課としての役割を果たしていく。(企画調整課)
- ・積極的な女性登用を推進して、常に男女共同参画を意識した構成となるよう努めたが、職を要件とする場合が多く、同等比率とすることは難しい状況である。(福祉課)
- ・人・農地プランの検討委員会委員7名に女性委員2名を入れることで、新規就農者の営農・技術指導等について女性の視点からの意見を、今後の人・農地プラン作成に活かすことができた。(農政課)
- ・女性委員も参加し、市民への選挙啓発を行うことができたが、投票率の向上に結びつかなかった。投票率の向上のために、特に若者への啓発が重要である。(選挙管理委員会)

### 3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

評	十分に達成されているもの	(事業No. 42～49)
	成果は見られるが、改善の必要があるもの	(事業No. )
価	成果が見られず、再考・再検討が必要であるもの	(事業No. )
<p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も男女共同参画推進委員会の機能発揮を強めていただきたい。</li> <li>・事業No.46の実施事業は、県地域推進員と行政との「連携」である。行政から推進員への連携については取組概要に記載があるが、推進員から行政への連携については記載がない。推進員が行政にどのように働きかけたのか、報告していただきたい。また、連携の仕方について、今のままでよいのか考える必要がある。</li> <li>・「予算編成等において男女共同参画の視点に配慮するように努めた」とあり、担当課評価がAになっているということは、成果があったということだと思う。その成果の内容についても、具体的に報告していただきたい。</li> <li>・事業No.49の福祉課の事業について、担当課評価がAになっている一方で、課題についても記載がある。課題について、今後どうしたらいいか、もう少し掘り下げて報告していただきたい。</li> </ul>		

**第2次枕崎市男女共同参画プラン**

**平成26年度実績及び平成27年度実施計画**

(プランに基づき実施した個別事業を整理したもの)

第2次男女共同参画プラン  
平成26年度実績及び平成27年度実施計画 調査票

【事業一覧】

番	実施事業	事業内容	26年度計画	26年度実績	26年度成果や課題	26年度達成率	27年度計画	施策推進担当課
重点的に取り組むこと1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実								
1	男女共同参画に関する研修会の実施	男女共同参画社会について正しく理解するための研修会や講座を実施する。	「自分づくり講座」、「男女共同参画研修会」、「ハーモニーフェスティバル」を開催し男女共同参画社会の推進を図る。 中でも「自分づくり講座」は、さらに効果的な学習となるよう、参加者のライフステージや世代、性別、環境等に合わせた内容の講座等を開催する。	(1) 「自分づくり講座」(3回開催) 男女があらゆる場へ積極的に参画できるよう、参加者自身の発展・開発を目指す。 【第1回】 「お茶の入れ方教室」 日時：平成26年8月28日(木) 15:00~16:30 場所：市民会館 講師：日本茶インストラクター 衛藤隆徳氏 参加者数：18名 アンケート結果：大変良かった83%、良かった17% 【第2回】 「お父さんのための絵本読み聞かせ講座」 日時：平成26年9月20日(土) 10:00~11:30 場所：市立図書館 講師：NPO法人みしのたくかにと理事長 朝田栄子氏 参加者数：7組15名 アンケート結果：大変良かった57%、良かった43% 【第3回】 「韓国の文化と家庭料理を学ぼう」 日時：平成26年10月24日(金) 10:30~14:00 場所：城山センター 講師：県国際交流員 韓胤鎬(ハンユンホ)氏 参加者数：21名 アンケート結果：大変良かった65%、良かった35% (2) 「男女共同参画研修会」 「セクハラ・パワハラ研修会」 日時：平成27年1月22日(木) 13:30~15:00 会場：市民会館 演題：「セクハラ・パワハラのない職場を目指して」 講師：女性労働協会業務第2課長 桂香代子氏 参加者数：48名 アンケート結果：大変良かった50%、良かった45% (3) 「まくらざきハーモニーフェスティバル」 本市における男女共同参画社会の実現に向けて、市民の理解と意識啓発を目的とする。 演題「地域の方と家族の力~子育て支援から見えてきたもの~」 講師：NPO法人子育てふれあいグループ自然花理事長 大脇治樹氏 日時：平成27年2月21日(土) 13:30~15:30 会場：南薩地場産業振興センター 3階ホール 参加者数：約200名 アンケート結果：大変良かった61%、よかった27%	・「自分づくり講座」では、市内事業所等に勤務する若手職員や子育て中の父親などを対象とする講座を開催し、若い世代や男性に対する学習機会の充実を図ることができた。 ・ハーモニーフェスティバルでは、性別・年代・職業等の立場を超えた多様な人々に参画する機会を与え、地域づくりの分野においても男女共同参画の推進に貢献している講師による講演会を実施し、多くの参加者の共感を得ることができた。また、講演後の質疑応答で多くの女性の発言があったことは成果である。	A	「自分づくり講座」、「男女共同参画研修会」、「ハーモニーフェスティバル」を開催し男女共同参画社会の推進を図る。 「自分づくり講座」については、さらに効果的な学習となるよう、参加者のライフステージや世代、性別、環境等に合わせた内容の講座等を開催する。	企画調整課
			計画なし					生涯学習課
2	高齢者ボランティアの育成	高齢者を対象に各分野別のボランティア活動に関する学習機会を提供する。	老人クラブの会合等、多くの機会を通じて呼びかけて登録者を募っていく。	各自治公民館、民生委員に呼びかけ、高齢者の一人暮らしや夫婦世帯等を見守る「在宅福祉アドバイザー」の登録を依頼した。日常生活において、何か不安なことが無いかなど、自宅を訪問して話を聞き安心して暮らせるように見守りを行った。平成26年度は、60の公民館から227名の登録があった。うち、65歳以上は103名の登録であった。	見守りを行う中で、在宅福祉アドバイザーの訪問を楽しみにしている等の声を頂いた。幅広い分野のボランティア活動までは至っていない。	B	引き続き、在宅福祉アドバイザーによる見守りを実施する。アドバイザー、民生委員、福祉課の連携を密にして、安心して暮らせる地域づくりを図る。	福祉課

番	実施事業	事業内容	26年度計画	26年度実績	26年度成果や課題	26年度達成率	27年度計画	施策推進担当課
3	教育現場における社会福祉教育の充実	ボランティア体験学習を更に推進する。	25年度同様、学習指導要領に基づき、ボランティア体験学習に係る内容や読書ボランティア、福祉ボランティア等を積極的に推進する。	全小中学校において、年間指導計画に基づき、校内外の清掃活動や福祉施設清掃活動などに取り組んだ。(8校)また、社会福祉協議会が募集するボランティア活動にも自主的に参加した。	全小中学校で、朝の活動の時間等を活用し、積極的にボランティア活動に取り組んだ。市の図書館のボランティア、福祉施設のボランティアに加え、市民運動会等のボランティアに参加する生徒も増えており、とても意欲的である。	A	26年度同様、学習指導要領に基づき、ボランティア体験学習に係る内容や読書ボランティア、福祉ボランティア等を積極的に推進する。	学校教育課
		子どもにわかりやすい社会福祉についての学習を実施する。	社会科の授業を中心に計画的に学習する。	小学校では、特に6年の2学期から3学期の社会科学習で福祉について学習した。中学校では、公民の分野で福祉について学習した。	小学校、中学校の社会科の学習で、税金が公共施設の建設や福祉などの充実のためにも役立てられていることを児童生徒が理解でき、充実した学習ができた。	A	社会科の授業を中心に計画的に学習する。	
		児童・生徒に確かな職業観、就労感を身につけさせるための男女共同参画の視点に立った職場体験学習等の充実を図る。	小学校での体験等も踏まえて、中学校での職場体験学習を実施する。	小学校では、総合的な学習の時間で、将来の夢や様々な職業について学習をした。また、中学校では職場体験学習を行った。(8校)	様々な職業について学習をしたり、職場体験で軽井沢工場や水産加工組合等で実際に働き、苦勞や仕事への熟意を職場の方々から学んだりすることで、児童生徒に勤勞感を育成することができた。	A	小学校での体験等も踏まえて、中学校での職場体験学習を実施させる。	

**重点的に取り組むこと2 人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透**

4	人権の尊重に関する情報提供と意識の浸透	広報紙や研修会等の実施を通して人権の尊重に関する意識啓発を図る。	広報紙・ポスター等による啓発活動 研修会を開催 6回の人権相談 人権フェスタ(県委託事業) 人権の花運動(別府小学校)	○広報紙・ポスター等による啓発活動  ○研修会開催 ・平成26年度枕崎市人権問題啓発研修会 11月25日(火)開催(主催 枕崎市教育委員会)※8番の実施事業と同じ  ○6回の人権相談  ○人権フェスタ：県委託事業 ・じんけんフェスタ2014in枕崎 ・平成26年12月14日(日)開催 ・様々な人権問題について、より多くの方々に関心を持っていただくとともに、基本的人権の尊重とその擁護についての正しい理解と認識を深めるための機会を提供し、広く人権尊重の普及啓発を図ることを目的に実施。 ・参加者数 約200名  ○人権の花運動 ・実施校 別府小学校 ・期間：平成26年4月18日～平成26年12月11日 ・児童が協力し合って、花を栽培することにより、優しい心や思いやりの心を育て、相手の立場・相手の身になって考え、行動し、感謝することを理解します。さらに、その結果を周囲の人に鑑賞させることにより、児童の情操をより豊かにし、これらを通じて児童に豊かな人間関係を体得させ、もって人権尊重思想の普及と高揚を図る。 ・参加児童数 112名	○6回の人権相談(相談件数：約20件)  ○人権フェスタ 参加者数が予想より少ない原因として、衆議院議員選挙と重なったことが考えられる。課題として、参加者年齢層として9割が40歳以上、20歳代は参加が見受けられず、若年層にも関心をもってもらえるような活動や、取組みが必要と思われる。  ○人権の花運動 子供たち一人一人の人権意識が高まった。各学級での活動を通して、優しい心と思いやりの心が育ってきていた。また、明るく元気な挨拶をする児童が増えてきた。	A	○広報紙・ポスター等による啓発活動の実施を予定。 ○研修会を開催し、意識啓発を図る。 ○年6回の人権相談実施を予定。	総務課
5	性の尊重に関する情報提供と意識の浸透	広報紙や研修会等の実施を通して性の尊重に関する意識啓発を図る。	広報紙・ポスター等による啓発活動 研修会を開催 6回の人権相談 人権フェスタ(県委託事業)	同上	同上	A	同上	総務課
6	学校における男女共同参画社会に関する教育の推進	人権同和教育に関する教職員研修を推進する。	25年度同様、各学校において年1回以上は、人権同和教育に関する職員研修を実施する。	各学校では人権教育の年間指導計画等に基づき、県教委が作成した「なくそう差別、築こう明るい社会」を教職員の研修に活用し、資質の向上に努めた。(8校)	県教委が作成した「なくそう差別、築こう明るい社会」を活用した研修を各学校で確実に行うことができていたが、職員員の資質向上のため、第3次取りまとめの読み合わせ等も呼びかけた。	A	26年度同様、各学校において年1回以上は、人権同和教育に関する職員研修を実施する。	学校教育課
		人権教育啓発パンフレット等の配布と活用を図る。	25年度同様、県が発行する人権同和教育に関する啓発パンフレットの配布や、DVD資料等の活用を図る。	県教委が作成した「なくそう差別、築こう明るい社会」や「仲間づくり」のパンフレットを活用し、授業で活用したり、人権集会で活用したりして児童生徒の意識の向上に努めた。	各学校で、パンフレットを活用した授業や人権集会等の充実はなされている。今後、12月の人権週間を活用し、DVD視聴に合わせ、各校区の人権擁護委員の講話なども各学校で設定させ、児童生徒への人権への意識を高める必要がある。	A	26年度同様、県が発行する人権同和教育に関する啓発パンフレットの配布や、DVD資料等の活用を図る。	

番	実施事業	事業内容	26年度計画	26年度実績	26年度成果や課題	26年度達成率	27年度計画	施策推進担当課
		人権に関するポスター及び作文コンテスト等に積極的に応募するように促す。	25年度同様、各学校において、人権週間や月間にポスター、作文作成に取り組む。	人権週間や月間を中心に、啓発ポスターや作文作成等に取り組んだ。(8校)	児童生徒の人権意識を高めるためにも、人権ポスター、作文への取組は必要であり、今後も継続していきたい。人権擁護委員と募集期間などについて連携を密にし、更に充実させたい。	A	26年度同様、各学校において、人権週間や月間にポスター、作文作成に取り組む。	
7	幼稚園・保育園における人権教育への男女共同参画の視点の導入	幼少期における人権教育が推進されるよう事業者への啓発に努める。	各保育所に対して、幼少期における人権教育が推進されるように啓発していく。平成26年度からは、市民ホールにも保育所案内を配布する。	各保育園に対して、幼少期における人権教育が推進されるように啓発を行った。平成26年度からは、市民ホールにも保育園案内を配置した。	各保育園は「子どもの人権に十分配慮するとともに一人ひとりの人格を尊重し保育を行う」規定を設けており、人権等に配慮した保育指針に基づく方針を作成し、児童福祉の理念に基づき保育の質の向上に努めた。	A	各保育所に対して、幼少期における人権教育が推進されるように啓発していく。	福祉課
		幼少期における人権教育が推進されるよう、幼稚園や保育園等に対し、男女共同参画の視点を取り入れた人権教育の実施を依頼・提案していく。	男女共同参画の視点を持った視聴覚教材をリスト化し、市ホームページに掲載し活用を促した。	保育園や幼稚園に対し、男女共同参画の視点を持った視聴覚教材等の情報提供を行い、活用を促していく必要がある。	保育園や幼稚園に対し、男女共同参画の視点を持った視聴覚教材等の情報提供を行い、活用を促していく必要がある。	B	幼少期における人権教育が推進されるよう、幼稚園や保育園に対し、男女共同参画の視点を取り入れた人権教育の実施を依頼・提案していく。	企画調整課

### 重点的に取り組むこと3 男女共同参画の推進を担う人材の育成

8	人権問題に対する指導者養成の研修	市職員、枕崎市公民館、家庭教育学級を対象に人権教育研修会を開催し、指導的役割を担う人材の育成に努める。	家庭教育学級生への呼びかけと年間計画への位置づけ	参加者 57名 講師 鎌田 豊作 演題 誰もが幸せになるために	大変有意義な研修会で会ったという意見が多かった。家庭教育学級生の年間計画にも5団体が位置付けられた。	A	家庭教育学級生の年間計画への位置づけと積極的な参加の呼びかけをする。	生涯学習課
9	外国人に対するボランティアの育成	市内に在住する外国人に対するボランティアをはじめ、各種ボランティア活動を行う。	外国語ボランティアをはじめ、各種ボランティアの人材リストを作成し、要請に応じられるようにする。	4名の外国語ボランティア登録あり 平成26年度の通訳業務は0件		A	外国語ボランティアをはじめ、各種ボランティアの人材リストを作成し、要請に応じられるようにする。	企画調整課
		市民活動情報を広報紙やホームページで提供する。	提供できる情報については、広報紙やホームページ等で情報提供していく。	市ホームページのほか広報紙でも外国語ボランティアなど各ボランティアの登録制度を紹介し登録者を募った。	今後も定期的に市民への周知を図り、ボランティア活動への参加を促していく必要がある。	A	提供できる情報については、広報紙やホームページ等で情報提供していく。	企画調整課
10	女性リーダーの養成	女性が能力を発揮できる場を拡大するための女性リーダーの養成に努める。	研修会や講座等の情報提供をして、参加しやすい状況をつくる。また、市主催については、日程等に配慮し、あらゆる世代が参加できる環境を整える。	(1) 市主催事業はもちろん、国や県が実施する女性リーダーの育成や男女共同参画関連の研修会等の情報提供を行い参加を促した。 (2) 講座や講演会の一部を休日開催とし、勤労世代が参加しやすい環境を整えた。	各種団体の会員の高齢化が進んでおり、今後とも若い世代の研修会等への参加の働きかけを工夫し人材の育成を図っていく必要がある。	A	研修会や講座等の情報提供をして、参加しやすい状況をつくる。また、市主催については、日程等に配慮し、あらゆる世代が参加できる環境を整える。	企画調整課
		人材に関する情報を収集し、提供する。	市内の各種団体等との情報交換を行うことで、情報を収集し、提供する。	(3) まくらざきハーモニーネットワーク委員会や市内の各種団体・個人等の情報を収集し、人材情報の問い合わせ等に対し適切に提供を行った。		A	市内の各種団体等との情報交換を行うことで、情報を収集し、提供する。	
		生涯学習講座の充実に努める。	指導資格者の掘り起こしと活用を図り、引き続き充実に努める。	公民館講座及び自主学習グループ活動等を通して人材育成及び人材情報の把握に努めた。	自主学習グループへの支援内容をより充実させ、指導者・会員を特技・指導ボランティアの登録につなげ、新たな人材の掘り起こしを図った。学習の成果をボランティア活動や地域社会に生かした取り組みを実施した。	B	指導資格者の掘り起こしと活用を図り、引き続き充実に努める。	生涯学習課

番	実施事業	事業内容	26年度計画	26年度実績	26年度成果や課題	26年度達成率	27年度計画	施策推進担当課
<b>重点的に取り組むこと4 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し</b>								
11	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しのための意識啓発	制度や慣行についての見直しを促進するための学習機会と情報の提供に努める。	出前講座等を含め、研修会や講座の開催の情報提供をして、制度や慣行についての意識啓発を図る。	実施事業No.10(1)のとおり	市が主催する講座等については、より効果的なものとなるよう地域の実情に沿った内容を検討する。また、講座や研修会等の実施状況については、参加できなかった市民にもホームページや広報紙等を通じて周知意識啓発を図っていく必要がある。	A	出前講座等を含め、研修会や講座の開催の情報提供をして、制度や慣行についての意識啓発を図る。	企画調整課
			計画なし					
12	職場における差別的慣行・制度についての改善するための啓発	事業主や事業所を対象に、職場における慣習の見直しとセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた研修の実施や情報の提供に努める。	引き続き厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課（出先機関）のある水産センターに常備する。また、お知らせ版を活用し広報に努める。	厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課（出先機関）のある水産センターに常備し、お知らせ版に掲載した。	今後も厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等活用し広報活動に努める。	B	引き続き厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課（出先機関）のある水産センターに常備する。また、お知らせ版を活用し広報に努める。	水産商工課
<b>重点的に取り組むこと5 すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備</b>								
13	配偶者等に対するあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進	配偶者等からの暴力により緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等にシェルター等の情報を提供し、保護に努める。	配偶者等からの暴力など緊急性のある事例が発生した場合は、警察等と連携して県女性総合相談センターへの一時保護など情報提供しながら、母子保護に努める。	平成26年度の配偶者等からの暴力による新規の保護事案は2件であった。	DV事案は、緊急かつ危険を伴うケースも多いため、警察をはじめ関係機関との連携をはかり、状況に応じた適切な対応を図った。 一方で、匿名性が高く、かつ、離婚調停や裁判による判決などすぐに結論が出ないケースもあり、保護措置などが長期に及ぶ傾向もみられることから、財政的措置は極めて難しい。	A	配偶者等からの暴力など緊急性のある事例が発生した場合は、警察等と連携して県女性総合相談センターへの一時保護など情報提供しながら、母子保護に努める。	福祉課
14	配偶者等からの暴力に対する支援・問題に関する相談体制の整備	電話・電子メールでの相談体制の充実に努める。	県が実施する婦人相談研修等に担当職員及び家庭相談員を参加させ、相談に対応できる体制を整えるとともに、相談機能環境の充実に努める。	相談件数は47件、うち電話相談が3件、面接相談が20件、その他24件であり、電子メールでの相談は0件であった。 市ホームページ>くらしの情報>福祉>児童福祉>家庭児童相談室ページ内で配偶者暴力等の相談先を情報提供し、また、問合せ先として社会系のメールアドレスを掲載している。	相談を受ける担当職員の人員確保や、ケースに応じた的確な判断のための研修制度など、財政的・人的な課題がある。	A	県が実施する婦人相談研修等に担当職員及び家庭相談員を参加させ、相談に対応できる体制を整えるとともに、相談機能環境の充実に努める。	福祉課
		市民が気軽に利用できる各分野ごとの窓口設置に努める。	民生委員は最も身近な相談の窓口であり、民生委員には相談があったら行政へ繋いでもらうようお願いする。	最も身近な相談の窓口である民生委員への相談については、必要に応じて行政につないでもらい、適切に対応を行っている。	最も身近な相談の窓口である民生委員への相談については、必要に応じて行政につないでもらい、適切に対応を行うことが出来たが、当事者の普段の生活の中での地域におけるコミュニケーション不足が見られる。	A	民生委員は最も身近な相談の窓口であり、民生委員には相談があったら行政へ繋いでもらうようお願いする。	
15	セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた研修の実施・意識啓発	職場、地域社会などにおけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための研修や広報・啓発を行う。	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に係る基本方針に基づき苦情、相談に対応していく。	平成26年度は苦情、相談等の実績はなかった。	職場におけるセクハラ防止については、今後とも基本方針に基づいて対応することとしている。	B	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に係る基本方針に基づき苦情、相談に対応していく。	総務課
			25年度同様、職員朝会や職員会議等で、繰り返しセクシュアル・ハラスメント等に関する研修を行い、意識の高揚を図る。	各学校では、教職員の服務指導に関する年間指導計画に基づき、計画的に研修を行い、特に問題はみられなかった。（学校でも教頭等がセクシュアル・ハラスメントの窓口になって相談できる体制を整えている。）	今後も服務の年間指導計画に基づき、職員朝会、職員会議、職員研修等で継続的に指導していくとともに、セクシュアル・ハラスメント等の未然防止のために、窓口を生かして職員の悩み等を受け止められるように各学校へも指導していきたい。	A	26年度同様、職員朝会や職員会議等で、繰り返しセクシュアル・ハラスメントをはじめとする服務に関する研修を行い、意識の高揚を図る。	学校教育課
			職場、地域社会などにおけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための研修や広報・啓発を行う。	セクハラ・バワハラ（バワハラ）の定義や基準について学び理解を深めるため市民・市職員を対象に「セクハラ・バワハラ研修会」を開催した。 実施結果については、実施事業No.1(2)のとおり。	「セクハラ・バワハラ研修会」の参加者の感想として「組織として予防に努めることの重要性を知ることができた」、「学んだことを職場で共有したい」といった声が聞かれるなど、ハラスメントに対する意識啓発を図ることができた。	A	職場、地域社会などにおけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための研修や広報・啓発を行う。	企画調整課

番	実施事業	事業内容	26年度計画	26年度実績	26年度成果や課題	26年度達成率	27年度計画	施策推進担当課
16	青少年の性の尊重	性教育に関する職員研修を実施する。	本年度も引き続き全学校において、性に関する指導について職員研修を実施する。担任と養護教諭等のTTによる授業を推進していきたい。	性に関する指導の全体計画及び年間指導計画は、全学校で作成され、計画に基づいて特別活動等で指導されている。指導形態については、ほとんど男女共習で実施している。職員研修の実施はやや不十分である。	性に関する指導の全体計画、年間計画は全学校で作成されている。すべての学校で計画に従い、特別活動等で指導されている。身体の発育・発達時期や程度には、個人差があることを指導されている。身体の機能の成熟とともに、異性への関心が高まったりすることから異性の尊重などが必要であることを指導されている。職員研修がやや不十分であったが、担任と養護教諭のTTによる授業を推進することが必要である。	B	本年度も引き続き全学校において、性に関する指導について職員研修等を実施する。担任と養護教諭等のTTによる授業を推進していきたい。	保健体育課
		性の商品化等の有害な環境から青少年を守る取組の強化に努める。	性についての有害な環境から青少年を守る取組の強化に努めるために、全学校において職員研修の充実を図る。	学校保健会での研修、児童・生徒の生活指導部や関係機関との連携を図りながら、全学校において職員研修の充実に向けてきた。	養護教諭研修会や学校保健会による研究大会等での研修を活かし、児童生徒の安全確保に努めてきた。各学校の生活指導部や関係機関との連携や保護者への周知の徹底が必要である。	B	性についての有害な環境から青少年を守る取組の強化に努めるために、全学校において職員研修の充実と保護者への周知を図る。	
17	多様な機会をとらえた広報・啓発の推進	暴力を許さないという認識を地域社会に徹底するため、広報紙や市のホームページなどを活用した広報を実施するとともに、多くの市民が集まる場所において、リーフレットを配布するなど多様な機会をとらえた広報・啓発を推進する。	広報紙やホームページに掲載するほか、催しや会合時にチラシ配布及び説明の機会を設ける。また、情報の関係先等にも情報提供を行うなど、様々な機会を活用して広報・啓発に努める。	(1) 「女性に対する暴力をなくす運動」期間の取組として、DVの概要及び相談先を掲載したチラシと相談機関カードを市民ホールに設置した。また、チラシ・カードは公共施設等にも配布し相談窓口等の周知を図った。 (2) ホームページの「市政・サービス」男女共同参画」ページにおいて、DV防止法について紹介している。 (3) 「DV研修会」開催情報及び「女性に対する暴力をなくす運動」について広報紙に掲載し、同内容のチラシを事業所等に送付した。 (4) 「DV研修会」参加者に国・県が作成したDV・デートDVの啓発用リーフレットを配布した。また、同リーフレットを市内高等学校にも配布し活用を依頼した。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に広報・啓発に努め、DV問題を広く市民に周知することができた。	A	広報紙やホームページに掲載するほか、催しや会合時にチラシ配布及び説明の機会を設ける。また、情報の関係先等にも情報提供を行うなど、様々な機会を活用して広報・啓発に努める。	企画調整課
18	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進	家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野で、問題解決を暴力に頼ることのないコミュニケーションが行われるよう、広報紙等を活用した広報・啓発に努める。	問題解決を暴力に頼ることがないよう、広報紙等を活用して啓発に努める。	実施事業No.17のとおり		A	問題解決を暴力に頼ることがないよう、広報紙等を活用して啓発に努める。	企画調整課
19	広報紙やリーフレット等を活用した啓発の実施	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を徹底させるため、広報紙などを活用した広報・啓発を実施する。	広報紙やホームページ等を活用した広報を実施して、広く市民に対する啓発活動を行う。	実施事業No.17のとおり		A	広報紙やホームページ等を活用した広報を実施して、広く市民に対する啓発活動を行う。	企画調整課
20	啓発用リーフレットの活用	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、国・県等が作成した啓発用リーフレットを配布する。	国・県等が作成した啓発用のチラシ等を配布する。配布にあたっては、市内企業等にも配布するよう留意する。	実施事業No.17 (4) のとおり		A	国・県等が作成した啓発用のチラシ等を配布する。配布にあたっては、市内企業等にも配布するよう留意する。	企画調整課
21	講演会や研修会等の開催による啓発の実施	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、講演会や研修会を実施する。	講演会や研修会で、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させる。	DVに対する正しい理解を広めるため、市民・市職員を対象とした「DV研修会」を開催した。また、参加者にパープルリボンの装着を依頼した。  実施結果については、以下のとおり。 「DV研修会」 日時：平成26年11月6日（木）14：00～15：30 会場：市民会館 演題：身近にある人権侵害 DV（デートDV）の正しい理解のために 講師：鹿児島純心女子大学 谷崎和代 准教授 参加者数：38名 アンケート結果：大変よかった46%、良かった43%	DV研修会に参加した市職員及び市民にパープルリボンの装着を依頼し、「女性に対する暴力をなくす運動」推進の一端を担ってもらうことができた。	A	講演会や研修会で、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させる。	企画調整課

番	実施事業	事業内容	26年度計画	26年度実績	26年度成果や課題	26年度達成率	27年度計画	施策推進担当課
22	県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、県男女共同参画センターや近隣自治体における講演会や研修会の開催日程等の情報提供に努める。	市民に対し、県男女共同参画センターや近隣自治体における講演会等の情報提供をする。	実施事業No.10 (1) のとおり	市民に対し、県や近隣市における講演会等の情報提供を行い、さらなる意識啓発を図っていく。	A	市民に対し、県男女共同参画センターや近隣自治体における講演会等の情報提供をする。	企画調整課
23	「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)を中心とした広報啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)に広報啓発に取り組む。	パープルリボンツリーを設置するとともに、パープルリボンを配布することで、市民から市民への広報を促進する。	(1) 「パープルリボンツリーの設置」 目的：女性に対する暴力根絶運動のシンボルであるパープルリボンを知ってもらうことで、DVに対する市民の意識啓発を図る。 設置期間：平成26年11月12日(水)～25日(火) 設置場所：市役所市民ホールツリーの横にリボン、チラシ、相談機関カードを設置し、意識啓発を図った。 (2) 「パープルリボンの配布」 配布先：公共施設 仕様：トイレ等の手に取りやすい場所への設置または職員のリボン装着を依頼した。 パープルリボンと相談機関カードをセットにして配布した。相談機関については、市内の相談窓口があまりに身近で敬遠されることに配慮して、市外の相談機関についても周知した。	昨年同様パープルリボンツリーを設置し、「女性に対する暴力をなくす運動」の存在を多くの市民に印象づけることができた。 また、市職員や公共施設等にパープルリボンを配布し装着してもらうことで、暴力防止について改めて考えてもらう機会となり、意識啓発を図ることができた。	A	パープルリボンツリーを設置するとともに、パープルリボンを配布することで、市民から市民への広報を促進する。	企画調整課
24	デートDV防止に関する教育・啓発の推進	デートDV防止に関する研修会等を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートDVの防止に向けた取組を推進する。	デートDV防止に取り組むために、啓発活動や研修会等を実施する。	啓発活動については実施事業No.17 (4) のとおり。また、研修会の実施結果については事業No.21のとおり。	「DV研修会」に子育て世代の参加が多数あり、親子でDV・デートDVについて考える契機になった。(20～40代：57%)	A	デートDV防止に取り組むために、啓発活動や研修会等を実施する。	企画調整課

**重点的に取り組むこと6 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援**

25	介護休暇制度の推進	各職場で介護休暇が取得しやすい環境をつくるため、事業主や事業所を対象に意識改革のための広報に努める。	引き続き厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課(出先機関)のある水産センターに常備する。また、お知らせ版を活用し広報に努める。	厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課(出先機関)のある水産センターに常備した。	今後も厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等活用し広報活動に努める。	B	引き続き厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課(出先機関)のある水産センターに常備する。また、お知らせ版を活用し広報に努める。	水産商工課
26	母子保健サービスの充実	地域の現状と課題に即した母子保健、育児相談、健康教室、家庭訪問などの保健事業を行う。	定例の育児相談及び随時電話での相談の実施。 ふれあい子育てサロンの実施。 運動・精神・情緒面の発達について、経過観察となった幼児とその保護者を対象に、毎月1回、2歳児親子教室の開催。 すべての乳児のいる家庭を訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	①定例の育児相談及び随時電話での相談を実施した。 ②12回実施し、延べ447人参加があった。 ③11回実施し、実22組、延べ70人の親子の参加があった。 ④すべての幼児がいる家庭を訪問する「幼児家庭全戸訪問事業」を実施した。(実績115件)	③15組の親子において、発達相談や児童発達支援事業所の利用につながった。	A	定例の育児相談及び随時電話での相談の実施。 ふれあい子育てサロンの実施。 運動・精神・情緒面の発達について、経過観察となった幼児とその保護者を対象に、毎月1回、2歳児親子教室の開催。 すべての乳児のいる家庭を訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	健康課

番	実施事業	事業内容	26年度計画	26年度実績	26年度成果や課題	26年度達成率	27年度計画	施策推進担当課
27	健康づくりの推進	各種健康審査、検診の拡充と受診体制の充実を図る。	複合健診を実施する。また同日に歯周疾患検診を5歳刻みの節目の方に実施する。	複合健診を15日間実施した。また、同日に歯周疾患健診を5歳刻みの方に実施した。	子宮頸がん・乳がん検診に関しては、追加検診を土曜・日曜日に実施し、受診の充実を図った。	A	歯周疾患健診は、医療機関委託で実施。	健康課
		生活習慣病予防教室等を実施する。	健診後の結果報告会を実施し、特定保健指導者への個別指導を行う。 ダイエットコンテストの実施。 へるすあっぷ体操教室の実施。 脳卒中ハイリスクの方への取組を実施する。	①特定保健指導対象者235人中、152人に対して個別指導を実施した。 ②ダイエットコンテストは、団体(3人1組)31組93人、個人72人、計165人の参加があった。 ③へるすあっぷ体操教室は24回実施し、1,277人の参加があった。 ④脳卒中ハイリスク者への教室を実施し、講演会2回、延べ49人、教室6回、延べ38人の参加があった。	①特定保健指導を医療機関でも実施できるようにした。また、特定保健指導者を対象に生活習慣病予防教室を実施した。 ④脳卒中ハイリスク者の個別指導又、継続した支援が必要である。	A	健診後の結果報告会を実施し、特定保健指導者への個別指導を行う。 へるすあっぷ体操教室の実施。 脳卒中ハイリスクの方への取組を実施する。	
		食生活改善のための栄養教室等を実施する。	特定健診受診者へのヘルシーランチ試食会の実施。 男性料理教室の実施。	男性料理教室43回実施、272名参加。 食生活改善推進員によるクッキング教室16回実施、207名参加。	食に関心を持つ男性が増えてきた。新しい参加者を増やしていく。	A	男性料理教室の実施。	
28	生涯スポーツの充実	各種スポーツ教室やレクリエーション活動の充実を図る。	25年度同様、社会体育施設の計画的な整備を進めるとともに、市民がそれぞれの関心や適性に応じて主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、各種事業を計画していく。	市営球場防球ネット補修工事、市営球場・テニスコートフェンス補修工事等を実施し、施設の整備充実が図られた。 各種スポーツ教室は、児童生徒の健康・体力づくりのための充実したものととなり、教室や大会等を通じて、生涯スポーツの推進を図ることができた。	平成26年度の相撲教室は、延べ319名の参加者のうち55名が女子児童の参加であった。また、黒潮すもう大会でも、女子の参加が増えてきており、団体戦に4チーム、個人戦に27名の出場があった。今後は参加者を増やすが課題である。 Cutter 教室については、536名の参加があった。台風の影響で Cutter 教室が1回と Cutter 大会が中止となり、海上での競技であるため天候に左右されるのが課題である。	B	26年度同様、社会体育施設の計画的な整備を進めるとともに、市民がそれぞれの関心や適性に応じて主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるようニュースポーツもと入れながら、各種事業を計画していく。	保健体育課

**重点的に取り組むこと7 性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備**

29	男女の生活自立と家庭責任を共有するための支援	男女のための生活総合講座を開催する。	参加者数を増やす手立てを講ずる。	22団体が197回実施し、延べ7983名が参加した。	参加者が昨年度に比べ、延べ1000名ほど増加があった。	A	各団体に年間10回程度実施する	生涯学習課
30	子育て環境の整備	子育て中の人の多様なニーズに対応するため、延長保育、一時保育、障害児保育等を行う。	市内の全保育所において、延長保育事業、一時預かり、障害児保育等の各事業を行う。 現時点では、障害児保育事業に該当する園児はいない。	市内全保育園において、延長保育事業を実施して、保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要への対応を図った。(平均利用児童数45人/日) また、保育園に入所していない児童に対する一時保育を市内全保育園で実施した。 障害児保育事業については、該当園児がいなかった。 病児・病後児保育事業については市内1園で実施(体調不良児対応型)し、延べ602人の利用があった。 市立病院でも12月から開所(病児対応型)し、延べ42人の利用があった。	病児・病後児保育事業については、子どもの体調不良時の対応や急な発病などケースに応じた対応を図ることが出来た。 特に、病児対応については事業は始まったばかりであり、今後、ニーズは高くなると思われることから、利用者の活用しやすい施設となるよう運営主体と協議を図っていく。	A	引き続き、市内の全保育所において、延長保育事業、一時預かり、病児・病後児保育等の各事業を行う。 (現時点では、障害児保育事業に該当する園児はいない)	福祉課
		低学年児童を放課後に保育することで、児童の健全な育成を図る。	既存の4児童クラブのほか、富士保育園・第2ふじ保育園でそれぞれ実施している低学年児童受入れを統合し、26年度から児童クラブとして1か所(片平山児童センター)で実施する。	放課後児童クラブ(学童保育)は、立神保育園、妙見保育園、別府保育園、まくらざき保育園に新たに片平山児童センターを加えた5園及UNPO法人自然花で実施した。 また、他の1保育園(火の神保育園)でも低学年受入事業を実施した。	多様な生活形態を支援するため引き続き「放課後児童クラブ」の運営に対し、積極的な支援を図っていくことが出来た。 また、施設の老朽化や改善が必要な施設もみられることから、事業主体と協働で改善を図っていかねばならない。	A	既存の5児童クラブ及UNPO法人自然花のうち、立神保育園で実施している児童クラブ(学童保育)を分割し、27年度から2か所(わんぱくクラブ1、わんぱくクラブ2)で実施する。	
		多子世帯の経済的負担を軽減するため、県の補助事業を活用し、第3子以降の子どもの保育料の軽減を図る。	多子世帯の経済的負担を軽減するため、県補助事業を活用して、第3子以降の子どもの保育料の軽減を図る。	多子世帯の経済的負担を軽減するため、県補助事業を活用して、第3子以降の子どもの保育料の軽減を図った。 (平成26年度軽減額：674万円)	引き続き多子世帯の経済的負担の軽減を図っていくとともに、経済的な不安を減らしていく制度概要の啓発を図っていく。	A	引き続き、多子世帯の経済的負担を軽減するため、県補助事業を活用して、第3子以降の子どもの保育料の軽減を図る。	

番	実施事業	事業内容	26年度計画	26年度実績	26年度成果や課題	26年度達成率	27年度計画	施策推進担当課	
		母子保健推進員、食生活改善推進員との連携をとり、各種健康診査、相談事業の充実を図る。	定期的な研修会を実施し、母子保健の通知書配布と受診勧奨を行う。乳児健診時に離乳食を提供する。	定期的な研修会を実施し、健診通知配布と受診勧奨を行った。幼児健診時に離乳食を提供した。	乳幼児健診受診率は約97～100%であった。	A	定期的な研修会を実施し、母子保健の通知書配布と受診勧奨を行う。乳児健診時に離乳食を提供する。	健康課	
		職場、家庭、地域等における慣行、しきたりの見直しの促進を図るための意識啓発に努める。	冊子「子育て応援まくらざき」に父親の子育て体験談をのせる。	子育て中の父親から育児の体験談を集め「子育て応援まくらざき」に掲載した。		A	冊子「子育て応援まくらざき」に父親の子育て体験談をのせる。		
31	子育て支援サービスの充実	地域が協働して子育てを支援できるよう、地域子育て支援センター事業を行う。	事業開始から2年目となるので、会員（特に提供会員）の増加だけでなく、利用実績を増やしていくよう広報等周知を図る。	地域子育て支援センター事業を枕崎市子育て支援センター（立神保育園）において実施し、子育て援助活動支援事業を枕崎市子育てサポートセンター（NPO法人自然花）において実施した。	子育て世代の多様なニーズを支援することが出来たが、支援内容を広く広報し、利用者の登録増につなげていかなければならない。	B	事業開始から3年目となるので、特に提供会員の増加に力を入れ、依頼会員についても利用実績を増やしていくよう、更なる広報等周知を図る。	福祉課	
			子育て支援センターの依頼により、育児相談を実施する。各保育園及び幼稚園と連携し、気になるケースの情報交換を実施する。	子育て支援センターの依頼により、健康教育、育児相談を実施した。各保育園、幼稚園と情報交換を実施した。	発達の遅れや偏りのある児の早期発見や支援の充実に成果があった。	A	子育て支援センターの依頼により、育児相談を実施する。各保育園及び幼稚園と連携し、気になるケースの情報交換を実施する。	健康課	
		子育て中の人の孤立化や不安を解消するため、育児に関する相談を行う。	枕崎市子育て支援センター及び各保育所において、育児に関する相談を行う。	枕崎市子育て支援センター及び各保育所において、育児に関する相談を行い、内容によっては保健師や行政につないでもらうなどの対応をしている。（支援センター相談延数 80人）	継続した取り組みの重要性であり、相談窓口の業務内容を積極的に広報していかなければならない。	A	枕崎市子育て支援センター及び各保育所において、育児に関する相談を行う。	福祉課	
			母子健康手帳・乳幼児健診・家庭訪問時に育児等に関する相談を実施する。	母子健康手帳交付133人、乳幼児健診育児相談423人、家庭訪問での相談187人であった。	各事業の対象者全てに対して、相談を行った。	A	母子健康手帳・乳幼児健診・家庭訪問時に育児等に関する相談を実施する。	健康課	
			「児童虐待防止月間」に国が作成した啓発用ポスターの掲示とリーフレットを配布する。	11月の児童虐待防止推進月間には、ポスター、チラシを各保育園、関係機関に配布するとともにお知らせ版にもチラシを綴込み、周知を図る。また、児童相談所へつながる全国共通ダイヤルカードの配布も行い周知を図る。	11月の児童虐待防止推進月間には、ポスター、チラシを各保育園、関係機関に配布するとともに、市広報紙等を活用し、地域では早い段階での情報共有が出来る体制づくりを図っていかねばならない。	A	平成27年7月1日から児童相談所全国共通ダイヤル周知に向け、ダイヤルカード、ポスター、チラシを各保育園、関係機関に配布する。11月の児童虐待防止推進月間には、ポスター、チラシを各保育園、関係機関に配布するとともにお知らせ版にもチラシを綴込み、周知を図る。	福祉課	
			乳幼児健診等の場における虐待の早期発見に努める。	乳幼児健診時、身長・体重測定や医師の診察時に虐待によるあざ等の有無の確認や、健診票の虐待の項目を確認し、早期発見に努める。	計測や医師診察時にあざの有無を確認した。	虐待を疑うような事例は無かった。	A	乳幼児健診時、身長・体重測定や医師の診察時に虐待によるあざ等の有無の確認や、健診票の虐待の項目を確認し、早期発見に努める。	健康課
			学校週5日制に伴う子どもたちの休日の過ごし方への支援として体験活動の広報に努める。	体験活動カレンダーの作成及び配布や市ホームページを活用し充実を図る。	市内各施設での子ども向けの行事を集約し、3ヶ月に1回、体験活動カレンダーを作成・配布した。学校を通して児童生徒及び家庭に広報し、体験活動の周知・提供を図った。体験活動カレンダーは、市のホームページで閲覧・ダウンロードが可能。	まくらざき子育て育成プランを夏季休業前の時期に、全保護者に対し配付し理解と協力を求めた。特に子どもたちの体験活動の必要性については、保護者を含め大人の側に理解を求める方策が必要である。	A	体験活動カレンダーの作成及び配布のほか、ライブラリーで作成した事業の啓発用DVDを活用するなど、視点を変えながら啓発に努める。	生涯学習課

番	実施事業	事業内容	26年度計画	26年度実績	26年度成果や課題	26年度達成率	27年度計画	施策推進担当課
32	高齢者への生きがいづくりの支援	子どもと老人との交流の場を提供する。	引き続き、単位老人クラブや各校区老人クラブ連合会へ呼びかけ、世代間交流を図っていく。	単位老人クラブ4クラブ、各校区老人クラブ連合会3連合会が、体験学習を通じ交流を図った。昔の遊びや話、そば作り、そまらずし作り（そば粉を団子にしたもの）、もちつき大会等を行った。参加者は子供等（育成会役員、親含む）が336名、高齢者が178名、合計514名であった。	老人クラブ数の減少と、会員数の減少が課題である。	A	引き続き、単位老人クラブや各校区老人クラブ連合会へ呼びかけ、世代間交流を図っていく。	福祉課
		シルバー人材センターの充実に努める。	運営費の補助を実施し、短期的就業の場を提供する当該センターの充実に努める。	運営費の補助7,280千円を実施し、短期的就業の場を提供する当該センターの充実に努めた。平成26年度末の会員は268名であった。		A	運営費の補助を実施し、短期的就業の場を提供する当該センターの充実に努める。	
		高齢者の学習機会充実に努める。	小中学生との交流を積極的に行う。	小学生とのふれあい交流が3回行われ、昔遊びや給食試食などした。	小学生との交流に延べ72名が参加した。高齢者学級の合同交流学習会を2回実施し、延べ263名が参加した。	A	合同学習会や小中学生とのふれあい活動などで高齢者学級の充実に努める。	生涯学習課
33	介護保険サービスの充実	介護保険情報提供・相談窓口の運営に努める。	広報や老人クラブ等への会への出席を通じてPR活動や周知を図る。	市民や居宅介護支援事業所へパンフレット配布や市老人クラブ連合会総会への出席及びホームページなどの広報を通じてPR活動を行った。26年度は玄関でもパンフレットの配布を行った。	玄関でのパンフレット配布（ご自由にお取りください）は、想像以上に早く部数がはけたため、有効な方法であると実感した。27年度以降も、内容を精査しながら続けたい。	A	広報や老人クラブ等への会の出席を通じてPR活動や周知を図る。	福祉課
		介護関連施設の整備の充実に努める。	県と協議しながら公的介護施設のスプリンクラー整備を図る。	小規模多機能型介護事業所と生活支援ハウスそれぞれ1か所にスプリンクラーの整備を図った。	26年度で地域密着型サービス事業所すべてにスプリンクラーが設置された。	A	公募により地域密着型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所）2か所の整備を図る。	

**重点的に取り組むこと8 仕事と生活の調和を図るための環境の整備**

34	男女の均等な機会と待遇を確保する就労環境の整備	男女雇用機会均等法の周知徹底など事業所に対する積極的な情報提供を行う。	引き続き厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課（出先機関）のある水産センターに常備する。また、お知らせ版を活用し広報に努める。	厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課（出先機関）のある水産センターに常備した。	今後も厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等活用し広報活動に努める。	B	引き続き厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課（出先機関）のある水産センターに常備する。また、お知らせ版を活用し広報に努める。	水産商工課
		事業主や雇用者等を対象とした研修会を提供する。						
		女性の労働環境の整備に関する意識啓発に努める。						
35	育児休業制度の推進	育児休業制度の普及に向けた情報提供に努める。	引き続き厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課（出先機関）のある水産センターに常備する。また、お知らせ版を活用し広報に努める。	厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課（出先機関）のある水産センターに常備した。	今後も厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等活用し広報活動に努める。	B	引き続き厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課（出先機関）のある水産センターに常備する。また、お知らせ版を活用し広報に努める。	水産商工課
		各職場で育児休暇が取得しやすい環境をつくるため事業所や雇用者に対して、リーフレット等や広報紙による意識啓発に努める。						
		育児休暇後に職場復帰しやすい環境づくりを推進する。						
		子育て中の短縮勤務制度の普及活動に努める。						
36	農林水産・商工業・自営業における男女共同参画の視点に立った環境整備	家族経営協定における男女の就労条件の改善整備に取り組む。	農業委員や関係機関と連携し啓発していく。目標新規締結：1組 見直し：1組	農政課の業務関係担当者と連携し協定の趣旨を説明後締結をすすめた。新規締結：1組	協定書作成の協力を行った。	B	農業委員や関係機関と連携し啓発していく。目標新規締結：1組 見直し：1組	農業委員会
		男女の生産技術経営能力を高める研修の充実に努める。	女性会員にも先進地研修への参加を呼びかけ、会員の資質向上を目指す。	桜馬場地区農産物出荷協議会において、農産物の生産技術、経営能力の向上を目指し11人の女性会員が、先進地研修（5月実施）に参加した。（20人参加）	女性会員が先進地研修に参加することにより、農作物の包装方法（見栄え）や陳列棚での並べ方などに、女性の感性を活かした消費者目線での出荷・販売に結びつけることができた。		A	

番	実施事業	事業内容	26年度計画	26年度実績	26年度成果や課題	26年度達成率	27年度計画	施策推進担当課	
<b>重点的に取り組むこと 9 政策・方針決定への男女共同参画の推進</b>									
37	各種審議会への女性委員の積極的登用	女性委員の比率目標を30%以上とした積極的な登用を推進する。 意思決定の場における女性の参画の推進を図る。	報酬条例に定める委員のうち、総務課が主管となるものにあたっては、その選任・補充について女性の任命に努める。	特別職報酬審議会の新たな委員委嘱を平成27年1月に行い、委員10人中女性2人を委嘱した。【職員係】 ○行政改革推進委員会の開催 平成26年11月12日（水） 委員10人中女性委員2人（平成26年2月に委嘱※委嘱期間2年） 26年度中の新たな委員委嘱は行っていない。【行政改革推進係】	平成27年1月15日、29日特別職報酬審議会を開催し、女性委員からも積極的な意見・要望をいただいた。【職員係】 平成26年11月12日に行政改革推進委員会を開催し、女性委員からも積極的な意見・提言をいただいた。【行政改革推進係】	B	報酬条例に定める委員のうち、総務課が主管となるものにあたっては、その選任・補充について女性の任命に努める。	総務課	
38	女性の提言機会の提供	市長と語る女性の集い等女性の意見を市政に反映させる場を提供する。	市内企業や各種団体等との語る会の開催を実施するなど女性の提言機会の場を設ける。	語る会の開催はなかったが、環境、防災、文化の分野において女性団体から選出された委員が各会議において発言を行った。	女性の意見を市政に反映させる場を提供するため、語る会の実施に向けて、関係課と連携を取りながら女性団体等への開催の呼びかけを行う。	B	市内企業や各種団体等との語る会の開催を実施するなど女性の提言機会の場を設ける。	企画調整課	
<b>重点的に取り組むこと 10 地域生活の実感に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり</b>									
39	生涯学習における住民自治意識の啓発	生涯学習におけるあらゆる機会をとらえ、地域活動における男女共同参画の重要性を啓発していく。	関係団体に女性の登用を依頼する。	関係団体との会合等において、地域活動における男女共同参画の啓発に努めた。	関係団体に女性が少ない状況である。	B	関係団体に引き続き女性の登用を依頼する。	生涯学習課	
40	地域活動への若年層の参加の意識啓発	地域活動に積極的に若い人たちが参加できる場を提供するよう意識の啓発をする。 若年層の地域貢献への意識の啓発をする。	関係団体に若年層の登用を依頼する。	関係団体との会合等において、地域活動への啓発を行った。 生涯学習におけるあらゆる機会をとらえ、地域貢献への意識の啓発をする。	関係団体に若年層が少ない。	C	関係団体に若年層の東洋を依頼する。	生涯学習課	
41	女性の視点から見る防災・災害復興に関する教育の推進	女性の視点を反映させた避難所運営を推進する。	引き続き、防災会議に女性委員を任命し、防災訓練での参加を促す。	防災会議の実施はされなかったが、引き続き女性委員を任命し、防災訓練での参加を促す。	防災訓練において避難住民と共に炊き出し訓練を実施した。	B	引き続き防災会議に女性委員を任命し、防災訓練等への参加を促す。	総務課	
		多様な女性のニーズに応じた支援に努める。	防災・災害復興担当課に対し、計画策定や訓練等の事業推進に際し女性が意見・提言を行う機会の提供を依頼する。	同上	平成26年度は防災会議の開催及び防災計画の見直し等はなかったが、市防災訓練の炊出し訓練において、まくらざきハーモニネットワーク委員会代表が打ち合わせに参加し、女性の立場からの発言を行った。	防災会議の女性委員が現在1名である。各機関・団体等の代表で組織することから難しい側面もあるが、女性委員の増員を担当課に依頼していく。	A	防災・災害復興担当課に対し、計画策定や訓練等の事業推進に際し女性が意見・提言を行う機会の提供を依頼する。	企画調整課
		災害時におけるDV防止のための取り組みを推進する。	同上	同上	同上	同上	A	同上	
<b>重点的に取り組むこと 11 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備</b>									
42	国・県・近隣自治体・関係機関との連携	国・県・近隣自治体・関係機関との協力体制を強化し、連携して男女共同参画社会についての研修や啓発活動を行う。	国・県・近隣市町村の情報は積極的に周知協力を行うとともに、本市の情報も近隣市町村等に対し発信していく。	「DV研修会」、「セクハラ・パワハラ研修会」、「まくらざきハーモニフェスティバル」の開催を近隣市や県等に案内した。	国・県の補助事業等の活用により研修等に取り組み、近隣市の参加を得ることで協力体制を強化することができた。	A	国・県・近隣市町村の情報は積極的に周知協力を行うとともに、本市の情報も近隣市町村等に対し発信していく。	企画調整課	

番	実施事業	事業内容	26年度計画	26年度実績	26年度成果や課題	26年度達成率	27年度計画	施策推進担当課
43	男女共同参画推進懇話会の機能発揮	男女共同参画を推進するために必要な事項を調査審議し、本計画の進捗状況についての評価を行うなど懇話会の機能が十分発揮できるように努める。	第2次枕崎市男女共同参画プラン年次報告の調査審議によって、本プランの進捗状況についての評価を行ってもらう。また、委員による自主勉強会に係わる事務を担う。	「会議の開催」(2回) ・第1回:平成26年6月3日(火) (1)第2次枕崎市男女共同参画プランの平成25年度実績及び平成26年度実施計画について (2)今年度の取組について ・第2回:平成26年11月25日(火) (1)第2次枕崎市男女共同参画プラン実施状況に対する評価・意見のまとめについて (2)今後の取組について 会議で審議した結果を懇話会の意見としてまとめ、推進委員会へ報告を行った。 「自主勉強会の開催」(5回) ・第1回:平成26年7月23日(水) H25実施事業No.1~10の評価 ・第2回:平成26年8月26日(火) No.11~24 ・第3回:平成26年9月24日(水) No.25~36 ・第4回:平成26年10月21日(火) No.37~49 ・第5回:平成27年1月19日(月) 県男女共同参画地域推進員の活動報告及び講話	平成25年度の取組概要及び成果・課題等に対する市民の立場からの意見聴取を行い、平成25年度実施状況報告書に男女共同参画推進懇話会からの意見として記載した。	A	第2次枕崎市男女共同参画プラン年次報告の調査審議によって、本プランの進捗状況についての評価を行ってもらう。また、委員による自主勉強会に係わる事務を担う。	企画調整課
44	男女共同参画推進委員会の機能発揮	市が実施するすべての施策に男女共同参画の視点が組み入れられ、男女共同参画社会の形成に向けた取組が総合的かつ計画的、効果的に実施されるよう、男女共同参画推進委員会の機能の発揮を図る。	男女共同参画推進委員会の機能発揮のために、研修会・講座等にも積極的に参加するように働きかける。	男女共同参画関連の研修会は職員研修の一環として職員にも参加を呼びかけ、「DV研修会」に28名(男性11名、女性17名)、「セクハラ・パワハラ研修会」に26名(男性11名、女性15名)の参加があった。  推進委員会の開催はなし ※定期開催ではなく必要時招集	DVとセクハラ・パワハラをテーマとした研修会に多くの男性職員の参加があったのは成果であった。特にセクハラ・パワハラについては男性と女性それぞれの立場での気付きがあり、また、職場でのハラスメント予防の取組など大変参考になった。	A	男女共同参画推進委員会の機能発揮のために、研修会・講座等にも積極的に参加するように働きかける。	企画調整課
45	男女共同参画推進担当課の機能発揮	男女共同参画推進担当課は、市政全般に男女共同参画の視点が組み入れられるよう、施策の総合的な調整を行う役割を担っている。「男女共同参画プラン」が推進されるよう進行管理を行うとともに、「男女共同参画推進懇話会」「男女共同参画推進委員会」の機能発揮のために事務局機能を果たす。	(1)プランの進行管理を行う。 (2)男女共同参画推進懇話会の会議及び勉強会に係る事務を担う (3)必要時、男女共同参画推進委員会を開催する	(1)第2次枕崎市男女共同参画プランの25年度実績を、取組概要及び成果・課題としてまとめ男女共同参画推進懇話会へ報告を行った。報告に対する委員への意見聴取を行い、平成25年度実施状況報告書としてまとめ公表した。 (2)男女共同参画推進懇話会の会議及び勉強会開催における日程調整及び開催案内、会議資料調製等事務局としての役割を担った。 (3)男女共同参画推進委員会の開催はなかった。(必要時招集)	実施事業No.43のとおり	A	(1)プランの進行管理を行う。 (2)男女共同参画推進懇話会の会議及び勉強会に係る事務を担う (3)必要時、男女共同参画推進委員会を開催する	企画調整課
46	県地域推進委員との連携	県地域推進委員の継続的な学びをサポートし、推進員と連携して地域に根ざした広報・啓発活動に取り組む。	枕崎市男女共同参画推進懇話会の勉強会や国・県等が実施する研修会等への案内を行う。また、本市が主催する関連事業等に対し、積極的に協力を依頼する。	市が主催する関連事業への参加を依頼した。また男女共同参画推進懇話会勉強会の講師を依頼した。	男女共同参画推進懇話会の勉強会において、県地域推進員としての活動報告や懇話会委員との意見交換を行うことで、双方の意識啓発につながった。	A	枕崎市男女共同参画推進懇話会の勉強会や国・県等が実施する研修会等への案内を行う。また、本市が主催する関連事業等に対し、積極的に協力を依頼する。	企画調整課
47	「男女共同参画プラン」の進行管理	「男女共同参画プラン」に位置づけた施策・事業の進捗よく状況を的確に把握するために、定期的に進捗よく状況調査を実施し、計画の点検・評価を行う。	実施事業No.45(1)のとおり	実施事業No.45(1)のとおり	実施事業No.43のとおり	A	実施事業No.45(1)のとおり	企画調整課
48	情報収集提供	男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を収集し、市民に提供する。	男女共同参画に関するあらゆる情報を積極的に収集し、市民に情報の提供をする。	ハーモニーフェスティバルの来場者に内閣府男女共同参画局発行「ひとりひとりが幸せな社会のために」男女共同参画社会の実現を目指して～26年度版」を配布し、男女共同参画の概要等の情報提供を行った。	市主催の講座や研修会については、実施内容について広報紙やホームページ等に掲載し、研修会等に参加できなかった市民に対しても情報提供を行っていく必要がある。	A	男女共同参画に関するあらゆる情報を積極的に収集し、市民に情報の提供をする。	企画調整課

番	実施事業	事業内容	26年度計画	26年度実績	26年度成果や課題	26年度達成率	27年度計画	施策推進担当課
49	施策策定等に当たったの配慮	男女共同参画社会の形成の促進に直接的には関係しない施策も、結果として男女共同参画社会の形成の促進に影響を及ぼす場合がある。市が施策を企画立案し、事業を実施するあらゆる場面での男女共同参画の視点到配慮する。						全 課
			全ての施策において事業を実施していく中で、男女共同参画の視点到配慮して企画・立案するようにする。	全ての施策において事業を実施していく中で、男女共同参画の視点到配慮して企画・立案するよう努め、また、関係課にも必要に応じて啓発を行った。	所管外の施策においても、男女共同参画の視点到配慮した取組となるよう男女共同参画推進担当課としての役割を果たしていく。	A	全ての施策において事業を実施していく中で、男女共同参画の視点到配慮して企画・立案するよう努める。	企画調整課
			25年度同様、事業を実施するあらゆる場面での男女共同参画の視点到配慮するよう努める。	予算編成等において男女共同参画の視点到配慮するよう努めた。		A	26年度同様、事業を実施するあらゆる場面での男女共同参画の視点到配慮するよう努める。	財 政 課
			社会福祉施策等の企画立案及び事業実施において、あらゆる場面での男女共同参画の視点到配慮するように努める。	次世代育成支援対策・障害福祉・老人福祉・介護保険等の事業計画の策定委員及び民生委員推薦会等の審議会委員への女性登用を推進して、男女共同参画の視点到配慮するように努めている。	積極的な女性登用を推進して、常に男女共同参画を意識した構成となるよう努めたが、職を要件とする場合が多く、同等比率とすることは難しい状況である。	A	社会福祉施策等の企画立案及び事業実施において、あらゆる場面での男女共同参画の視点到配慮するように努める。	福 祉 課
			人・農地プランの検討委員会に女性委員を複数入れることで、女性の感性を入れたプラン作成とする。	人・農地プランの検討委員会(年2回開催)7名に女性委員2名を入れ、女性登用の推進を図った。	人・農地プランの検討委員会7名に女性委員2名を入れることで、新規就農者の営農・技術指導等について女性の視点からの意見を、今後の人・農地プラン作成に活かすことができた。	A	人・農地プランの検討委員会に女性委員を複数入れることで、女性の視点からのプラン作成とする。	農 政 課
			今後も引き続き、女性委員の登用について可能な限り専任・補助に努める。	○図書館協議会委員6名中に3名の女性委員が委嘱されている。 ○南浜館運営協議会委員7名中に2名の女性委員が委嘱されている。	特になし	A	今後も引き続き、女性委員の登用について可能な限り専任・補助に努める。	文 化 課
			平成25年7月執行の農業委員会委員選挙、平成27年4月上旬執行予定の県議会、市議会議員選挙の事前に選挙啓発等を実施する。若年層(20歳代)や女性層への啓発を強化し、投票率の向上につなげる。	・枕崎市明るい選挙推進協議会 総会(平成26年10月22日) ・衆議院議員総選挙の投票率の向上のため同協議会委員により啓発物資の配布を行う。(平成26年12月5日 参加委員15名(うち女性5名))また同選挙事務に臨時職員5名(うち女性4名)を雇用した。	女性委員も参加し、市民への選挙啓発を行うことができたが、投票率の向上に結びつかなかった。投票率の向上のために、若者や女性への啓発が重要と思われた。	B	平成27年4月執行予定の県議会、市議会議員選挙の事前に選挙啓発等を実施する。若年層(20歳代)や女性層への啓発を強化し、投票率の向上につなげる。	選挙管理委員会
病院事業施策等の企画立案及び事業実施において、あらゆる場面での男女共同参画の視点到配慮するよう努める。	該当事業なし			病院事業施策等の企画立案及び事業実施において、あらゆる場面での男女共同参画の視点到配慮するよう努める。	市立病院			

第2次枕崎市男女共同参画プラン実施状況報告書  
(平成26年度事業実績)

平成27年12月 発行

枕崎市 企画調整課 市民協働係  
〒898-8501 枕崎市千代田町27番地  
TEL 0993-72-1111 Fax 0993-72-9436